

紀美野町第4回定例会会議録

平成26年12月9日（火曜日）

---

○議事日程（第2号）

平成26年12月9日（火）午前9時00分開議

- 第 1 一般質問について
  - 第 2 議案第89号 平成25年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 3 議案第90号 平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 4 議案第91号 平成25年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 5 議案第92号 平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 6 議案第93号 平成25年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 7 議案第94号 平成25年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 8 議案第95号 平成25年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第 9 議案第96号 平成25年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第10 議案第97号 平成25年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 第11 議案第98号 平成25年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について
- 

○会議に付した事件

日程第1から第11まで

---

○議員定数 14名

---

○出席議員

議席番号	氏名
1番	七良浴 光 君
2番	町 田 富枝子 君
3番	田 代 哲 郎 君
4番	加 納 国 孝 君
5番	北 道 勝 彦 君
6番	向井中 洋 二 君
7番	上 北 よしえ 君
8番	伊 都 堅 仁 君
10番	松 尾 紘 紀 君
11番	上 柏 皖 亮 君
12番	美 野 勝 男 君
13番	美 濃 良 和 君
14番	小 椋 孝 一 君

---

○欠席議員

9番 仲 尾 元 雄 君

---

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	牛 居 秀 行 君
企画管財課長	中 谷 嘉 夫 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	宮 阪 学 君
産 業 課 長	大 窪 茂 男 君

建設課長 山本 広幸 君  
総務学事課長兼  
教育次長 中尾 隆司 君  
生涯学習課長 岩田 貞二 君  
会計管理者 西切 博充 君  
水道課長 中村 公彦 君  
地籍調査課長 尾花 延弥 君  
住民室長 温井 啓子 君  
国体推進課長 南 秀秋 君  
代表監査委員 向江 信夫 君

---

○欠席したもの

美里支所長 西 敏明 君

---

○出席事務局職員

事務局長 大東 淳悟 君  
書 記 中谷 典代 君

## 開 議

○議長（小椋孝一君） 既定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

---

### ◎日程第1 一般質問

○議長（小椋孝一君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、町田富枝子君。

（2番 町田富枝子君 登壇）

○2番（町田富枝子君） 私のほうから、3点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず1点目の赤ちゃんの駅と移動式赤ちゃんの駅についてでございます。

①といたしまして、赤ちゃんの駅についてお尋ねいたします。

赤ちゃんの駅については、昨年の第2回定例会で一般質問させていただき、当時の課長より、子育て支援の面より、このような利用が可能な施設等について一括し統一した周知をすることは住民のサービスの向上に寄与するものと思われまますので、赤ちゃんの駅事業を含めて周知方法について検討してまいりたいとの答弁をいただいております。ところがその後その件については何も返事がなく、どうなったのかと思っていたところ、たまたま開いた紀美野町のホームページに、おむつがえや授乳などで御利用いただける施設ということで5カ所の施設が掲載されておりました。このような場所を開設していただいたことはとてもうれしく、外部から訪れる赤ちゃん連れのお母さんにとっても朗報ですが、赤ちゃんの駅でインターネット検索しても出てきません。赤ちゃんの駅という名前は皆さんの周知するところだと思うのですが、赤ちゃんの駅という名前でないのはなぜでしょうか、お伺いいたします。

②移動式赤ちゃんの駅についてでございます。

移動式赤ちゃんの駅についても現課長から、夏祭りや農林商工祭り等の野外イベントの多くは木のぬくもり広場やふれあい公園で行われることが多いため、文化センターや

ふれあい公園の設備が利用可能であるとの答弁をいただいておりますが、ことし7月、紀美野町スポーツ公園で2014年度全日本社会人ホッケー選手権大会が開催されました。私も観戦に行かせていただきましたが、何人かの赤ちゃん連れのお母さんに出会いました。お聞きすると、選手の御家族だということでした。来年は和歌山国体で、選手の御家族や友人の方たちが多く紀美野町を訪れていただけるものと思っています。

また、地域おこし等で各地にいろいろな催しが開催され、多くのお客さんが当町を訪れています。移動式の赤ちゃんの駅を1つ町で用意をして貸し出しできるようにすれば大変便利であると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目の介護支援ボランティアポイント事業の導入についてでございます。

先日、女性議員2名で地域福祉政策についての講義を受けてまいりました。2025年には65歳以上の高齢者数は3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測です。超高齢化社会を迎えるに当たり、各自治体では重度の要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。地域包括ケアシステムについては一つの正解があるものではなく、それぞれの地域の特性に応じたシステムを構築していかなければならないと認識しています。紀美野町に住む全ての方々が安心して、この地域で暮らせるよう、地域住民も一体となって取り組むべきものだと考えています。

さて、講義の中で事例として、元気な高齢者のパワーを生かすヨコハマいきいきポイント事業の紹介がありました。内容を紹介しますと、元気な高齢者が介護施設などでボランティア活動を行うとポイントになるというもので、登録ボランティアは、この書類をつくった時点で8,642名。私たちが講義を受けた11月の時点では1万人を突破したと言っておりました。内訳は60代3割、70代6割、男女比は1対3だそうです。受け入れ施設は326施設で、地域、ケアプラザ、特養、老健施設などで行事のお手伝いをしたり話し相手をしたりします。これらの数値は町とは比べられませんが、ボランティアに参加してどうだったかの問いに、役に立った、元気が得られた、健康につながっていると思う、ボランティア仲間ができた、元気がもらえる、自分の生活に張り合いができた等の回答が寄せられていました。いきいきポイント登録者の最高齢は93歳だそうです。この事例からもわかるように、ボランティアに参加することで生きがいを見つけ、人の役に立つことで自分も元気になっていくという好循環が生まれます。紀美野

町はボランティア活動が活発に行われていると思いますが、さらに多くの方が取り組めるようポイント制度を導入してはどうでしょうか、お伺いいたします。

それから3点目ですが、所有者不明の土地や建物の苦情相談窓口について、お伺いいたします。

近年、空き家等の増加により、雑草が伸び放題になっている、木が大きくなり過ぎて日が当たらない、大風が吹いたときに危険などのトラブルを相談されることがよくあります。民々のことは民々で解決するのは当然のことだと思いますが、空き家になっている場合どこへ連絡すればいいのかわからない等の問題もあります。今後ますますこういった問題が起り得ると思うので、改めて町はどういった対応をしてくれるのかお伺いいたします。

以上です。

(2番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 町田議員の1番目と2番目の御質問にお答えいたします。

1つ目の御質問で赤ちゃんの駅と移動式赤ちゃんの駅についてでございます。

赤ちゃんの駅事業は、乳幼児、保護者等が外出の際、おむつがえや授乳に利用できるスペース、またミルク用のお湯を調達できる施設を赤ちゃんの駅として登録し、広く周知し、安心して外出をすることができるよう環境整備を行う事業と聞いてございます。

平成25年6月議会の一般質問にもございましたが、紀美野町ホームページでおむつがえや授乳などで利用いただける施設の紹介を行ったところでございます。赤ちゃんの駅という表現になっておりませんが、特に理由はございません。今後、名称等について変更してまいりたいと考えます。

次に、野外のイベント等で利用可能な移動式テントの貸し出しにつきましては、現在のところ貸し出し等に関する問い合わせや要望等はございません。施設を伴う行事においては、それぞれの施設を有効利用していただきたいと考えております。移動式テントにつきましては空調管理ができない欠点があり、テント等の購入に関しましてはより慎重な検討が必要と考えています。

なお、来年、本町で開催される紀の国わかやま国体ホッケー競技会場につきましては、

導入の方向で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ます。以上、答弁といたします。

次に、町田議員の2つ目の御質問にお答えいたします。

2つ目の質問で、介護支援ボランティア事業の導入についてでございます。

超高齢社会においては、ボランティア活動は生きがいや介護予防につながる一つの手段であり、ひいては介護保険料の軽減につながるものと考えております。

議員御紹介のとおり横浜市のヨコハマいきいきポイント事業は、満65歳以上の市民が介護施設で行事の手伝いや食事の介助、補助などの活動を行った場合にポイントがたまり、たまったポイントに応じて換金・寄附ができる仕組みとなっています。内容は、指定された研修を受けた方が市が指定した介護保険事業所や病院、地域子育て支援拠点、ボランティア団体が行う高齢者を対象とした定期的な配食・会食サービス、行政が行う介護予防事業の補助等でございます。

ポイントにつきましては、1回おおむね30分以上の活動で200ポイントが付与され、活動するたびに累積され、1,000ポイント以上たまと1ポイント1円で換金・寄附することができます。ただし、1日当たり200ポイントを超えたもの、または年間8,000ポイントを超えたものは換金・寄附ができない仕組みで、その他協賛企業の割引等もあるということでした。

課題につきましては、ポイント換金の財源は地域支援事業であり、算入しない人が支払っている介護保険料に含まれるため65歳以上の方全ての理解が必要であること、本人の申し出に基づくものであり、活動者本人の意思を尊重する制度であること、ほかのボランティア活動の衰退につながらないか、介護現場の質が低下しないか等々の問題もあるように思います。

現在、第6期介護保険事業計画及び老人福祉計画を包括したきみの長寿プラン2015を策定中でございますが、介護保険法の改正に伴い、新しい総合事業の中で一般介護予防事業として高齢者の社会貢献・社会参加による生きがいづくりを進めるため、地域社会の社会資源とともに元気な高齢者にも活躍していただけるような仕組みづくりを考えていく必要を認識しております。

さらに、介護支援ボランティアについて研究してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ます。以上、答弁といたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） それでは、町田議員の3番目の御質問、所有者不明の土地や建物に関する苦情や相談窓口について、御答弁をさせていただきたいと思います。

紀美野町における空き家状況につきましては、和歌山大学が実施した紀美野町の空き家調査によりますと、平成20年には空き家戸数が756戸でございました。しかし、平成23年には823戸と、3年間で約9%に当たる67戸がふえてございます。町の人口減少が進行している中、空き家の戸数についても今後増加していくものと考えてございます。

このような中、空き家が適正に管理されていないために空き家周辺の草木が生い茂り、夏場の害虫の発生やたばこのポイ捨てによる火災の危険性がある、また軒下にスズメバチが大きな巣をつくっていて非常に危険であるといった周辺住民からの苦情が年間二、三件程度、住民課に寄せられてございます。

これらの対処として、空き家は所有者が適切に管理する義務と社会的責任を負っていること。また周辺住民の安全が著しく害されているということから、自治体や地域の皆さんの協力をいただきながら住民課、また住民室が相談窓口となって苦情の対応に取り組んでいるところでございます。

ただ、町田議員の御指摘の所有者が不明の場合は、役場であっても個人情報保護の立場から所有者を容易に特定することができないこともあり、警察署など公的機関と連携しながら対応しているところでございます。

さて、空き家に関連する国の動きとして、先月の27日に問題のある空き家への対応を推進するための空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、今後公布後3カ月を超えない範囲内で施行する運びとなっております。

この特別措置法においては、市町村長の権限が強化されてございます。そのまま放置すれば倒壊のおそれのある空き家や衛生上有害となるおそれのある空き家などの所有者に対して、市町村長は撤去や修繕の指導・勧告・命令また行政代執行の措置がとれると定められています。また、登記が曖昧で所有者が不明の際にも、固定資産税の課税情報を利用できることとなります。さらに、市町村の空き家対策に対して国また県の費用補助や税制上の措置等が講じられることとなります。

従来町の対応だけでは限界を感じていた空き家問題ですが、この法律が施行される

ことにより、町としても一步踏み込んだ対策が行いやすくなるとともに問題空き家の所有者に対して抑制効果が高まるものと期待され、空き家問題が今後さらに改善されていくものと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 2番、町田富枝子君。

○2番（町田富枝子君） まず第1点目の赤ちゃんの駅、移動式赤ちゃんの駅についてでございます。この赤ちゃんの駅についてはいろんな全国各地でおむつがえや授乳スペースを設けた赤ちゃんの駅が設置されているわけですが、各自治体では独自のステッカーをつくって一目瞭然にわかるようにしています。これは兵庫県播磨町のちょっと見にくいかわかりませんが、こういうふうないろいろステッカーを考えてしているんですが、インターネットで検索したときにこの赤ちゃんの駅というのが出て、そして利用する人にわかりやすくされていると思うので、このようなステッカーを統一してホームページで紹介したらどうかなと思います。

それから2点目の移動式赤ちゃんの駅については、先ほど来年の国体に関してホッケー会場に導入というようなことを私今聞いたと思うんですが、ホッケー会場に導入ということではよろしいのでしょうか、お伺いをいたします。この移動式赤ちゃんの駅については、橋本市、海南市がもう既に貸し出しを行っています。

この移動式赤ちゃんの駅が単におむつがえや授乳ができるというだけではなくて、イベントの会場の目につくところにこの赤ちゃんの駅を設置することで赤ちゃん連れのお母さんは安心しますし、それと同時に目に見える形で、この町は子育て支援に取り組んでいる町であるとの宣伝にもなると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

この2点目の介護支援ボランティアポイント事業の導入についても、今後これについて考えていくということでしょうか。お伺いをいたします。

先日、私たちも篠栗町のほうに行っていました。その篠栗町でもいろんな準備期間を長いことかけていろいろ検討してきたということを聞いています。そして、先ほど横浜の紹介をしていただいて上限が8,000円とかおっしゃってましたけれど、大抵のところ5,000円ぐらいですかね、そういうふうなことになっていまして、そしてまた先ほども紹介ありましたように寄附もすることができる。紀美野町ではもうたくさんの方が今ボランティア活動に参加をされていて、私も1つ傾聴ボランティアのところに入らせていただいているんですけど、本当にその人たちはお元気で取り組んでおら

れます。ポイント制度導入に関してはあとはどういうふうに進めていくのかというのはこれからのポイントになると思うんですが、どうかそういうふうな高齢者が生き生きできる方向に持って行っていただきたいなと思います。

一つ、これは私の体験ですが、私は議員になる2年前に2年間Y施設で朝の食事介助の仕事を少しさせていただいたことがあるんです。そのときに本当に印象に残っているのが、施設に入っている高齢の男性の方が将棋をするんですよ。将棋を職員に相手をせえって言っているんですけど、その職員の方も大変お忙しいので、そんなにしょっちゅうしてあげることができない。そこで「ちょっと待ってよ、ちょっと待ってよ」と言っている姿を見ていて、それだったらそういうふうな民間のボランティア、将棋が好きな人、そういうふうなボランティアをする人がこういうところで助けてあげられたらなって、常々思っていたものですから、この介護ボランティアというのはいろいろ検討しなくてはならないと思いますが、すごく効果があるものだと思っていますので、どうか導入のほうに向けてよろしくお願ひしたいと思っています。

それから3点目です。これは先ほど法律ができたからやりやすくなったというお話を聞いていますが、個人情報保護法がネックになって、なかなか相手へつなげられないということがありました。私も何度か聞きにいかせていただいたんですけども、そのときはもう民々で対応ということではなりました。でも、その町民の方が一番困っているというのは個人情報保護法がネックとなっているわけですが、海南市とか紀の川市において、海南市もそういうふうな強制力はないけれども環境課が対応して、そして相手へ連絡をする、封書かはがきか知りませんが、それで連絡をつけるんだという話を聞いています。紀の川市においてもそういうふうな1回目ではだめなら2回目、3回目と連絡をしてくださるそうです。だからそういうふうな対応を紀美野町でもしてあげていただきたいなと、そのように思います。

まず私たち議員が言ってきたときだけじゃなくて町民の方がそういうふうな、一番町民の方の悩みっていうんですか、それを解決していく安心・安全のまちづくりは大事であると思うので、それもあわせてそういうふうにはがきとかで連絡してあげられるかどうかお伺ひしたいと思っています。以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 町田議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず赤ちゃんの駅でございます。移動式赤ちゃんの駅でステッカー、PRができるよ

うに何らかの表示ができないかという御質問だったかと思います。建物の玄関に表示をするような方向で考えております。ただ、現在ホームページで記載されておりますのが中央公民館、それから紀美野町総合福祉センター、子育て支援センター、現在の第1保育所です、それから文化センター、ふれあい公園というふうな形で載せさせていただいておりますが、授乳のできる場所とすれば総合福祉センターと子育て支援センターを考えています、現在ホームページでは子育て支援センターのみ授乳というふうな表記をしてございます。今後福祉センターと子育て支援センターは授乳ができるので表示を考えていきたいと思っております。

それからホッケー会場に導入でよいのかという御質問だったと思うのですが、導入するという方向でお答えさせていただきました。

それから続いて介護支援ボランティアポイントでございます。今後考えていくというふうな方向でお答えさせていただいております。新しい介護保険法の改正に伴い、新しい総合事業で市町村が独自に行う一つの事業として取り組んでいきたいというふうな形を今現在検討中で、介護保険事業計画等にも記載をしていくわけなんです、その中で一つの検討課題というふうな形で研究させていただきたいということでお答えさせていただいております。

それから議員視察された篠栗町の介護支援ボランティア事業についてでございますが、当町との人口の格差もでございます。それから高齢化率につきましては篠栗町は20.7%、それから75歳以上が9.3%ということで、当町の場合は現在65歳以上の高齢化率が41%、それから75歳以上後期高齢者の率が23.9%と相当の開きがございます。果たして対応していただけるボランティアの方がどのくらいいらっしゃるのかということも一つの参考にしたいと考えてございます。

それから当町の社会福祉協議会にボランティア育成事業がございます。今現在、紀美野町ボランティア連絡協議会のグループの中に19の団体が加盟されてございます。介護を対象とする団体ということで11の団体が192名の方が参加されてございます。介護のボランティアへ行けばポイント、お金がもらえる、それからほかのボランティアへ行けばお金がもらえないということもあって、今後ボランティアの衰退につながるとまずいというふうな考えもございますので、慎重に検討しながら研究したいと考えてございます。以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 町田議員の再質問にお答えさせていただきたいと思  
います。

空き家につきましては、大方の空き家は所有者や管理者が適切な管理をされており、  
近隣住民に迷惑をかけていないのが通常の様態であります。しかしながら中には所有者が  
死亡してしまった、また相続を契機に管理責任が非常に不明確になっている、また住居  
人または所有者が遠方に転居したために空き家を管理する意識が落ちているということ  
から、空き家が管理されず草が生えたりという、いろいろ問題が発生しているというこ  
とでございます。これにつきましても、近隣住民や町内の親戚等からの所有者等への働  
きかけで管理をされているというのも少なくないのではないかなと考えています。

町田議員が言われる所有者が不明ということであるんですが、そういう場合も住民課  
のほうへ御相談に来られた場合につきましては、個人情報の保護の関係から特に問題が  
ない場合は私どもで相談に来られた方にこういう方が、所有されていますよというこ  
とで御説明させていただいております。

先ほども言いましたとおり、やはりこの空き家については所有者の管理していかなけ  
ればならない。直接こういうふうな害を受けている方からまずは当人同士のお話をして  
いただいて、管理していただくように進めていくのが原則であるかなと考えてございま  
す。それが滞っている場合には住民課のほうから所有者のほうへお手紙を出させていた  
だくというふうな措置もとらせていただいておりますので、また何かそういう問題があ  
りましたら住民課、また住民室のほうへ御相談していただければ、そういう形で相談に  
応じさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） これで、町田富枝子君の一般質問を終わります。

続いて13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） まず初めに裏金問題についての状況についてお聞きした  
いと思います。

以前の議会で、裁判結果に基づいて段木氏に町への返金を求め、それで預金等で足ら  
ない部分、それについて資産、財産で求めるということでありました。ところが、段木  
氏の屋敷において段木氏以外の名義のものがあるということから、それが本来段木氏の  
ものであるということに名義の変更を求める裁判が行っていると、そういうことで町も  
予算適用したわけですが、その裁判の状況はどうなっているのかお聞きしたい

と思います。

次に、防災無線についてお聞きしたいと思います。

災害時に頼りになるのが防災無線であります。しかし肝心災害時に家の中におられるとなかなか聞こえないという声をお聞きします。町は放送内容をもう一度聞けるように電話番号を各戸に配布した。そういうことは大変前進であると思いますが、今後やっぱり最初のところが放送があったのかどうか聞けなければ電話も無為であると思います。

そこで全国的に見てみますと、受信機を家の中に置いていると、そういう施設を持っているところもあるように聞きます。これを町のほうに聞いたんですが、デジタル式の防災無線を旧美里町においてはされていると。家に置く受信機というのはデジタルの部分については非常に高いということで無理ではないかということであったわけですが、しかし防災問題、これは大変今後大きな問題になってくる。町長の今回の挨拶の中にもあったわけですが、そういうふうにも今後起こってくるいろんな台風についても最近では大きいものがありますし、南海トラフというようなことになってまいりますと大変なことになってくる。また紀美野町の周辺にも断層等もたくさんあったり、そういう地震の問題は南海トラフだけではないと思います。

そういうふうなことを考えた場合、やはり住民の皆さん方が安心して生活できるように防災無線というそれを各世帯が聞けるように対策も必要ではないかと思えます。大変高いということですが、今後やはりデジタル式というのが今までのアナログだけじゃなくてデジタル式の防災無線も進んでまいると思えますし、そうなってくればやはり各戸に置ける受信機についても安価なものが開発されてくると、そういうことが考えられます。そういう等々含めて町としてのその方向についての対策をお聞かせ願いたいと思えます。

次に地籍調査についてお聞きしたいと思います。

地籍調査は、町として懸命の努力をされていると思えます。しかし、さきの決算の委員会ではまだ10年かかるというふうな答弁がありました。私も自分のところの地域をやっていたので、推進委員ということで行ったわけですが、山の中にも入り、いろいろと地域の方々、また町の職員とともに回ったんですけども、中にはもうどうしようもなくわからんと。かなりその地域の古老の方も、もうわからんというところが出てきてるわけなんです。もうその方にわからんと言われたらもうどうしようもないというふうな、そういう状況が生まれつつあると思えます。

そういうふうなことの中で、10年先というふうになってまいりますと、まず我々はどうなってるかということでございますけれども、その地域においても本当にわからん、そういう状況になってくると思います。

最近聞いたんですが、もう世代交代をしたある地域で、仕事の合間に次の世代が仲間と連れ立って親戚等に聞きながら地域を山に登ってサイメ石を確認したり、それから大体山のとっぺんから見れば大体の山の状況がわかるんです。この山は大体何が植わってる、この山は何々が植わっていると、そうするとこれは大体これは見通してこれがサイメであろうというふうな形でやったりしながら、大体その地域においては自分たちでそういうサイメの状況が整理ができた、そういうふう聞いています。

こういうふうに関心からこういうことをしていただいたら、今後地籍調査もスムーズにいくと。時間も早く行きますし、民間の間でのそういうトラブル等も少なくなってくる。そういう点で早くこういうふうな自分たちの間での整理をしていくということが大事かというふうに思います。今言った地域の方は条件が合っとうまくいっていると思いますが、全体的にこのようにうまくいくとは思いませんけども、しかし少しでも早く取り組んでいただけるように、町としてのこういうところに対する奨励ですか、そういうものをしていくべきではないかと思えます。そういうことから、町としての地籍調査についてのこれからの対策について御見解をお聞きしたいと思えます。

次に、光ファイバーについてお聞きしたいと思えます。

このことについては何回か質問させていただいておりますけれども、旧美里町においてはこのサービスが実施されていないために、事業所等で仕事をするのに非常に時間的な問題、あるいは安定的に通信がされないというふうなこともあったりして、早く光ファイバーの実施をしてもらいたいということが言われています。

そういうことから、町の商工会の方々もこのことに対して取り組みをされまして、そして光ファイバーを引きたいと、そういう方々がどれだけいるのか、そういうことについての調査もされ、NTTのほうに要望もされたように聞きます。なかなかしかしそうもうまくいかないというふうなことで以前の議会では公設民営というふうなことを町は考えているというふうなことで答弁があったわけでございますが、やはり光ファイバーの実施に向けて取り組みはその後も続いていると思えますが、その状況についてお聞きしたいと思えます。

次に、消費税についてお聞きいたします。

この消費税については以前からもお聞きしたりしてきてるわけでございますけれども、8%に増税後、この4月から8%になったわけでございますけれども、町の財政はどうなっておるのか、このことについてまず初めに聞きたいと思います。

今後もし10%に引き上げられればどのような状況が起こってくるのか、それについてもお聞きしたいと思います。

実際きょうの新聞を見てみましたら、昨日内閣府が発表したようでございますけれども、GDPが予報には1.6のマイナスだったのが実際は1.9%のマイナスと、減になると、こういうふうな形で報道がされています。

このことがやっぱり消費税の影響が大きいわけでございますけれども、この町においてもいろんな点で物を買う、それから工事の発注をする等々に消費税が要ってくる。大きな影響があると思います。それに対して地方消費税等の増もあるわけでございますけれども、差し引きどうであるのか、そこのところも含めて今後の10%になった場合の状況と、それから8%の現在の状況と、お聞きしたいと思います。以上、よろしくお願いたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) まず、私から美濃良和議員の御質問の1番目と2番目、それから4番目と5番目についてお答えを申し上げます。

まず1番目の御質問にお答えを申し上げます。

旧美里町歳計外資金の問題は、平成20年の3月に発覚後、平成25年12月に大阪高等裁判所の判決をもって確定となったところでございます。要した期間は5年9カ月でございます。

結果につきましては、議員も御承知のとおり約1億7,000万円の勝訴判決を得たわけでございまして、現在、債権回収に取り組んでいるところでございます。そのために、平成26年8月に段木晃氏に対し財産開示請求の申し立てを裁判所に行いました。これにより、9月26日と10月17日に段木氏本人が裁判所で陳述することとなりましたが、町が差し押さえている土地建物と数万円の現金しかないとの証言でございました。

さて、議員御質問の現在係争中の裁判は、所有権移転登記手続等請求事件でございま

す。この裁判は債権回収のために提起したものでございまして、段木晃氏が所有する土地に建てられた未登記物件が旧美里町歳計外資金裁判の係争中の平成24年5月24日に段木氏の身内に登記したことは問題であることから、これらを本来の所有者である段木晃氏の名義に戻すように求めた裁判でございまして、現在のところ証拠書証を行っているところでございまして。

なお、係争中であることから、詳しいことは申し上げることができませんけれども、現在、これらの物件が段木氏の身内に贈与された時期についてが争点となっております。今後も当町の主張が認められるよう取り組んでまいります。

次に、2番目の御質問でございまして、防災行政無線が屋内でも聞けるよう各戸への戸別受信機の設置について、今後に向け検討するべきではないかという御質問にお答えをいたしたいと思っております。

戸別受信機の貸与につきましては、個人住宅においては玄関先におきまして60デシベル未満の住宅だけを対象にして貸与いたしております。現在61機を貸与してございまして。また、消防団の団長・副団長・分団長の方々にも貸与してございまして、それが20機、それから集会所、学校、保育所合わせて68機、合計149機の貸与を現在行っているところでございまして。

さて、議員御提案の町内全ての世帯に戸別受信機を設置することが最良であるとは考えておりますが、それを行うためには約3億4,300万円の費用がかかります。議員も御理解いただいておりますように、厳しい町財政の中、戸別受信機の全戸貸し出しは大変難しいところがございます。現時点におきましては、防災行政無線電話対応システムを御利用していただくことで対応していただきたく、御理解賜りたいと存じます。

次に、4番目の御質問の光ファイバーについてお答えを申し上げます。

議員仰せの光ファイバーは、NTT西日本等の通信事業者が住宅に光ケーブルを引き込み、パソコン等の機器から超高速でインターネットが利用できるサービス、いわゆる光ブロードバンドでございまして。

当町では旧野上区域につきましてはNTT西日本が光ブロードバンドサービスを実施しておりますが、旧美里地域では電話線を使ったADSLサービスしかなく、高速ブロードバンドが利用できない状況であります。現在、町長を筆頭に通信事業者や総務省、県情報政策課と事業化に向け調整協議を行っているところでございまして、具体的な事業実施には至っていない現状でございまして。

光ブロードバンド事業においては、現時点の事業費の見込み額が高くなることが課題となっております。来年度の県予算編成及び施策の策定に関する要望書においても光ブロードバンド整備支援としての県補助制度の検討をお願いしているところでございます。旧美里地域は面積が広く集落も散在しておるため、光ケーブルの総延長も100キロを超えることが想定されます。町にとりましては民設民営が理想であります、通信事業者も町の補助金なしでは採算に問題があるとして、事業化に難色を示している状況でございます。

また、公設公営で事業化をすることは維持費がかさみ、将来の町財政への負担が増大することが課題となります。現在、最良の方策を模索すべく県情報政策課と随時連絡をとり合い、事業化に向けて検討しているところでございます。

次に、5番目の消費税に伴う町財政における影響についての御質問にお答えを申し上げます。

消費税が8%に増税されたことによる本町の財政における影響についてでございますが、まず歳入面では、消費税率5%では、そのうち1%が各自治体に地方消費税交付金として交付され、本町においては平成25年度約8,200万円が交付されてございます。消費税が8%の場合は、消費税の1.7%が各自治体に交付される予定で、概算では移行期間である平成26年度は約9,000万円、平成27年度以降は1億3,900万円が交付されると予想され、25年度と27年度の比較では、約5,700万円の増収が見込まれます。

しかしながら、現行の制度では地方消費税交付金の75%は普通交付税の基準財政収入額に算定されるため、実質の増収額は25%の1,400万円程度と見込まれます。また消費税10%の実質増収額は2,400万円程度となります。

また、地方交付税においては、消費税5%の場合、4%が国の配分額となるわけですが、そのうち1.18%が地方交付税の財源となっております。平成26年4月1日以降は消費税8%のうち6.3%が国の配分となりますが、そのうち1.4%が地方交付税の財源となって各地方自治体に配分され、一方、各会計における物件費や投資的経費など消費税の増税分が上乗せされますので、その影響額は一般会計特別会計合わせますと約3,100万円の増額となります。

消費税10%の場合は、7.8%が国の配分となりますが、そのうち1.52%が地方交付税の財源となります。各会計の歳出影響額も5,200万円程度高くなると想定さ

れます。

地方交付税は国の全体枠として上記、先ほど説明させていただいた上記の率で決まりますが、各自治体への配分につきましては不確定要素が多く、額の確定が大変困難なものとなっております。地方交付税と歳出の消費税影響額につきましては単純に試算することは極めて難しい実情でございます。しかしながら、景気の状態や国の経済対策の状態によっては大変厳しい財政状況となる可能性も想定されるところでございます。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 地籍調査課長、尾花君。

(地籍調査課長 尾花延弥君 登壇)

○地籍調査課長 (尾花延弥君) 私からは、美濃良和議員の3番目、地籍調査についての御質問にお答えいたします。

地籍調査では、年度当初の4月末から5月に各調査地区の説明会を開催し、民々境界については測量が可能な程度に雑木等の除去・草刈り・境界くい等の仮設置のお願いをしてございます。現場調査時の官民境界については、調査に入る前に職員が草刈りを実施してございます。民々境界調査時におきましてイバラや雑木等で境界確認が困難な場合は、地権者に草刈りをお願いすることもあります。調査の進捗状況のこともあり、少々の現場は職員・推進委員等で草刈りを実施してございます。

議員御指摘の対策としまして、本年度よりホームページ・広報紙等により事前準備のお願いを掲載してございますが、今後は未調査地区への回覧や区長、推進委員、また課の職員を通じて事前に周知を図ってまいりたく考えてございますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

(地籍調査課長 尾花延弥君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 1番目の裏金問題についてでございますけれども、実際この問題について、まず今問題になっている屋敷の部分で段木氏以外の身内の方の名前に変えているということについてでございますけれども、全体裏金問題をこの間私も百条委員会にも参加させていただいて思うんですけども、本来段木氏の問題と捉える、個人の問題というのが非常に大きいと思うんです。どうにも段木さんはこの問題を多くの方々に振ってしまったと。で、多くの方々がそれによって非常に言うならば迷惑をこう

むるというふうな形になっているんじゃないかというふうに思うんです。仮にも町長までやった方ですから、この問題が発覚した時点で自分の問題だということにして解決に当たるべきだと思うんですが、そうではなしに、言うならば逃げるというふうな形にとれるわけでありませう。

実際この屋敷についてもそうなんですが、もう実際に今言われた身内の方は他の場所に家を建設されて、もう大体棟上げも終わり、建築が進んでるわけなんです。こういうふうに本当にその方がその場所に住むと思ってそういうふうに、名前も出てますけれども、自分の息子のお嫁さんの名前、こういうふうにしたのかどうか、ここのところから考えても非常にやり方がおかしいと思うんですよ。本当にその子供さんたちが自主的に自分の思いでこの登記を自分のものにしたのかどうか、その部分を。であるならば、家を建てたり、他の場所に建てたりということもないはずなんですね。そういうふうな流れから見ても非常におかしいというふうに思います。その辺のところはどのように把握されているのかお聞きしたいと思います。

それから、こんなこと実際裁判が起きている状況の中で、私も裏金問題の裁判、民事裁判にほぼほとんど傍聴に行きました。流れがもう段木さんにとってふぐあいな段階になってきて、そのときに確か登記をされてるわけですね。その土地の部分を子供さん、それも奥さんの名前に。そういうふうなところから考えても非常におかしいというふうに思われます。そのところは裁判のところではどんなふうに見られているのか。また町としてどのようにその辺のところを考えておられるのか。それから民法上も、そうなってくると民法のもとにやっってるんでしょうけれども、非常にひっかかる部分があるかと思いますが、その辺のところはどうなっているのか聞いときたいと思います。

次に、防災無線なんですけども、実際3億4,300万円かかるというんですか。現在聞こえないところの住宅には61機を設置してるんですよ。そのほか公的な方々、または公的な施設に対して設置をしていると。全戸にするならば3億4,300万円かかるということでございますけれども、実際本当に今町の取り組みの優先課題というんですか、そういう問題があると思うんですけど、それについては町長はこの問題についてはどのように把握されてるのか。そして実際調べるべきじゃないかというふうに思うんです。パナソニックですか、現在の旧美里町における防災無線の施設は。そういうことであつたらパナソニックしか受信機も購入できないと、こういうふうになってくるんですか。

またデジタルについて高いと、デジタル受信機は高いんだと、アナログならばもっと安いので施設を設置可能であるというふうに聞いたんですが、デジタルであるために高くなってこのような大きな金額になるということであるかと思いますが、当然これについても先ほども言いましたが、デジタルが今後どんどんと普及していくわけでしょう。今さら新しく防災無線をつくる場所はアナログ式のものをつけることはないですよ。当然これからはデジタルというならば、個人の住宅へのそういう受信機もデジタルのものが今後普及されていくようになってくるならば、その1台の受信機の値段も下がってくると、こういうふうに考えられると思います。その辺のところの調査等についてはどうであるのか、そこが大事かと思うんです。

で、現在の旧野上町のアナログ式の防災無線、これについても相当年度数が過ぎてきておりますけれども、これについては新たにやりかえなければならないというふうな耐用年数との関係で、その辺はどうであるのか。そうなってくると、また当然紀美野町全体がデジタル式のものになってくるというふうに思いますけれども、その辺のところも含めて町はどのように計画を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

光ファイバーなんですけども、県の補助を申請されてると、そういうことで今答弁をさせていただいたんですけども、実際この光ファイバー、旧美里町についていない、サービスが実施されていないということについては、何回かのチャンスがあったものがこれができないままに来てるんですよ。第1回目は日本で1番か2番かという、そういうふうな事業をやっておった。平成のまだ10年にならないころですね。このときには幹線をずっと町内に引きまして、それが各家庭に引き込むというような話もあったように聞きます。それがとまってしまったと。それがどういうことでとまったのか、これは今さら言っても仕方ないと思いますが。

その次に光ファイバーを旧美里町の最後の段階でもあったんですけども、旧美里町は495、497、498、499と4つあるんですよ。上下神野は495の何番、真国は497ですね、国吉は498、毛原長谷は499と。これが495地域はまずやっってはどうかという話があったように聞きます。それが、その当時の町長が断ってしまったということもあったりしてるわけでごさいます、それを全て寺本町長に皆責任とれとは言いがたいんですけども、しかし実際に住んでおられる町民の方々、若い方々はそのサービスを受けられないという問題もあります。

事業所においては安定した通信ができないということは非常に仕事に影響してくると。

そういうふうな問題もあるわけでごさいます、町として努力はしてきていただいているということなんです、その努力をさらに進めていただくと。余り遅くなっていくと町内の事業主さんたちもやりにくくなってくると、仕事が。そういう点で、時代に合わせた仕事をしていかなきゃならない、そういう点からも町の取り組みを強めていくと、そういうことについてもう一度お聞きしたいと思います。

それから消費税なんですけれども、大体地方消費税も歳入においては町民税と同じように歳入した部分となって、結局25%しか手取れないんだと。あとの75%は、紀美野町のように財政の厳しい町は交付税の交付団体ですから、そこの部分で減らされるということになってしまって、実際のところ1,400万円しか手取れないっていうんですか。それに対して今3,100万円の歳出における増が見られる、そういう答弁であったかと思います。五千何百万かという話もあったんですが、それについてはどうであるのか。

それから、実際これから町としてこの歳入の部分に対して倍以上の歳出が増になると、消費税を払わなきゃために歳入される部分の倍以上の予算が要ってくるわけですね。それが今後どのような影響が考えられるのかお聞きしたいと思います。

次に地籍調査なんです、今の説明を聞いてみましたら、要は広報紙に載せた、それからホームページで載せて推進をしてみると、こういうことでありまして、これは以前からやってることだと思うんです。今言いましたように、一部地域において自主的に自分だけでまずサイメの確認とか、もう実際にいつでも大丈夫という体制をとっておられるようなんですね。こういうところをつくっていただくということ、地域全体、一つの字全体でなくてもいいですから、民家の隣り合わせの2軒だけであれ3軒だけであれ、そこのところの確認をしといていただけたら、そんだけ地籍が早く進むわけでしょう。また知っておられる方がこの間にもし亡くなられることが起こったら、そんだけ情報が減っていくと、こういうことですからいち早くやってもらわんな。ですから、先ほど1回目の質問にさせてもらったのは、奨励、せめて何らかの形でそれを進めるための奨励をしていってはどうか、奨励とは多分予算も伴うと思いますけれども、そこのところを何らかの奨励をして、少しでも1軒でも2軒でも解決をしといてもらおうと、そこのところがどうであるのか、もう一度見解を求めたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 美濃良和議員の再質問にお答えをいたしたいと思いま

す。

まず町の裏金問題、歳計外の問題でございますが、議員いろいろとおっしゃられたことはよく私もわかります。わかりますけれども、それらのことについては現在裁判において係争中でございますので、今後裁判において明らかになっていくものと考えてございます。

それから防災行政無線でございます。旧野上エリアにつきましてはアナログ対応でございます。これにつきましても将来デジタルに変えていかなければならないと考えてございます。その折には県や国の補助金を活用しながら検討させていただきたいと思いません。いつ変えるとかそういった予定は今のところはございません。

先ほども申しましたように、全世帯に戸別受信機を配置させていただくことが議員おっしゃるようにベストであると考えてございます。何分にも先ほども申し上げましたように多額な費用がかかるということでございます。それを実行することは、限られた財源の中で現在大変厳しい現状でございます。現在戸別受信機の貸与につきましては、紀美野町防災行政無線戸別受信機管理運用細則によって運用しているところでございます。

最近では、防災行政無線の電話対応システムの構築がようやく住民の方々にも浸透してきております。聞こえにくかった場合や町外にいらした場合も確認できると言ってくれる方の声も聞けるようになってまいりました。しかしながら、周囲の建物や木々の成長などによりまして聞きにくくなっている家庭もあろうかと思いません。そういう世帯にはお申し出をいただきまして、状況調査をさせていただいた上で必要に応じて対応させていただきたいと考えてございます。

また災害時のことでございますけれども、防災わかやまメール配信サービスというのがございまして、防災わかやまメール配信サービスに登録していただきますと、気象注意報や警報、土砂災害警報情報、また避難勧告等の情報及び地震情報が発表とほぼ同時に携帯電話に通知されます。広報きみの10月号と一緒に町内全戸に配らせていただきました、土砂災害から身を守るために知っておいてくださいというA3版のカラー印刷したチラシにメールアドレスなどを掲載してございます。現時点におきましては、これらの手段を積極的に御利用していただくことで対応をしていただきたいと思いますので、再度の御理解を賜りたいと存じます。

それから光ファイバーの整備についてでございます。光ファイバーの整備については今まで旧美里エリアでいろんないきさつがあったとお聞きをしておりますが、合併以来

町の均衡ある発展のため各種事業を実施してまいりましたが、旧美里町の超高速ブロードバンドの整備については議員おっしゃるようにおくれている状況でございます。先ほども申し上げましたけれども、町長は各方面に対し早期の事業化に向け精力的に働きかけているところでございます。今後におきましても引き続き関係部局と協議調整を図り、事業化に向けて取り組んでまいります。

それから消費税のお話でございます。ちょっと私の言い方が悪かったのかもわかりませんが、消費税につきましては、議員おっしゃるように消費税の地方交付金の場合は約1,400万円程度上がると、10%の場合は2,400万円程度は上がるということでございます。しかしながら、消費税が上がりますので歳出のほうもふえてくるということでございます。歳出のほうのふえにつきましては一般会計、特別会計合わせまして8%の場合3,100万円ほどの増額になるという試算でございます。

それからそれが10%になった場合は5,200万円程度上がるということでございますが、もう一つ地方交付税というのがございます。地方交付税についての率を申し上げましたけれども、この率につきましては国全体の枠として決まる率はあるんですが、そこから地方に配分されることになってきますといろいろと計算上の不確定要素が出てまいりまして、現実どれだけ入ってくるかわからないということでございます。だからその分も含めると、プラスマイナスのような結果になるのかというのはちょっと簡単には計算がしづらいということでございます。

いろいろとこの問題につきましては難しいところがあります。先ほども申し上げましたように消費税の増税による町財政の影響につきましては不確定要素が多く、単純に試算することは極めて難しいと申し上げました。そのときの景気の状態や国の経済対策いかんでよくもわるくもなると考えてございます。しかしながら将来の日本の社会保障制度を安定的に支えていくための財源として世代間の公平性や税収の安定性などを総合的に考慮した結果、消費税が選択されたものと認識しておるところでございます。

今後、消費税が国民生活の安定に資するものとなるよう強く望むものでございます。ちょっとお答えになってないかわかりませんが、大変消費税による町財政の収入と支出、歳出の関係についてはいろんな要素がございますので、なかなか簡単にどうなるということが申し上げにくいところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 地籍調査課長、尾花君。

○地籍調査課長（尾花延弥君） 美濃議員の再質問にお答えいたします。

地籍調査課では、奨励等あらかじめ少しでも対策をとるべきではないかということでございます。その件に関しましてはいろいろ事前にできるような事業を探してみましたが、今のところございません。地籍調査課としまして、去年度からでございますが、一般の方々にも直接お話ししたり、また美濃議員の御説明にあったある地域というのはちょっとどちらかわかりませんが、私どものほうから明添地区に関しまして、非常に戸数が減ってきてございますので、地域の代表の方々に御説明して、現在個々において境界等の設置などをしていただいております。

広報・回覧等でしか広く周知ができないためではございますが、今後も職員等により直接また地権者の方々にお知らせしていきたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） まず裏金問題については係争中であって裁判で今後明らかになってくるだろうということでありますので、これは置いときます。

次に防災無線なんですけども、県のほうでこの事業があつてメールで連絡が来るといふものがあるということではございますが、それはそれで大きなものであると思いますが、紀美野町に起こったような、例えば水害等で部分的に逃げなきゃならんというようなことについてはまだ来んわけですよ。そういう本当に大変な問題で、起こってできなかったのも町の責任が問われたりして非常に当局の皆さん方も大変であると思いますが、しかし人の命、また財産というのは大事でありまして、最大限それを守っていくということについて町もやらなければならないというふうに思います。

1つには、今の答弁でありましたが、将来、現在の旧野上町に設置されているアナログ型の言うたら古いほうの施設が変えるときになってきたら、県の補助金も活用して、こういうことも考えていきたいと、こういう答弁であつたんですが、それでは具体的に現在の施設の耐用年数と現在の状況、これはどうなっていますか。相当古いものではないかというふうに認識しとるんですけども、そのところでそれがいつごろになるのか聞きたいと思います。

私は過疎債とかそういうような借金、俗に言う有利な起債ってということなんですけども、これについても今後国の方向というのはどのようになっていくのかわからんこともありますので、余り起債を起こしていくということについては心配なんですけども、しかしそういう命とか、さきに言いました命、財産、それを守ることについて、と

りあえずそういう施設を早くやらなければならぬのならばやっていくと。恐らくこういう問題については過疎債なんか使わんでも有利なものがあると思いますけれども、それと同時にやはり聞けるもの、やはり本当に家の最近は窓も閉めれば音も入りにくいような構造になってきていることもありますから、要するに個人の受信機というものがやはり求められていると思います。その辺のところ、まず1点は現在の旧野上町の受信機の耐用年数と今後どのような対応をしていくのか。当然変えていかなきゃならぬと思いますが、その辺のところの対応の計画はどうか。そしてそれと同時にやはり町としても大変な財政の状況ではあると思いますけれども、ここは一つ踏ん張って進めていく必要があるかと思いますが、その辺のところの見解をお聞きしたいと思います。

消費税ですけれども、ちょっと気になったんですが、課長の答弁の中で消費税が非常に福祉の安定につながっていくと、こういうふうな答弁であったんですけど、これは一つ問題があると思います。何にしても福祉の安定であるならば、どうしてこの6月に医療介護総合法なんて法律ができて、まさに介護者を締め出すような、そういう法律ができたのか。本来ならば8%に上がって予算がふえたんですから、そこに回せるのが当然でしょう。それが介護難民ができるような、そういうふうな法律をつくってしまった今の自民・公明の責任は大きいと思うんですけども、結局今まで平成のころに導入された消費税の私たちが払った総額、それとその後法人税の何回かに分かれて減額されてきておりますけれども、その総額がほぼ同じというんですから、本当に消費税が福祉のために使われたということについては言えないというふうに思います。

この景気の状態等もあったりして、どんなふうな数字になっていくかわからんけども、要するに今の答弁で5%ならば1,400万円ですか、要するに手取るところは、8%になって2,400万円がこれは25%部分で、もう一度それ答弁をお願いします。

今私が聞いたのは、8%ならば2,400万円になるということであったように聞いたんですが、それで8%になったところの25%分は幾らの数字になるのかお示し願いたいと思います。

それから10%になった場合は5,200万円というふうに言われましたけど、これも25%分に当たるのか聞きたいと思います。当然10%になれば歳出部分もさらに3,100万円よりもふえるであろうというふうに思います。ただ、地方交付税の部分がどんなことになるかわからんということであったので、これは未確定、非常にわからんということではありますが、何にしても地方交付税は今借金が81兆円ほど、現在でもあるん

でしょ。要するに地方交付税会計が持っている借金とそれから地方交付税会計が借金がいっぱいになってきたんで、地方で借金してくれという財政対策債に対する借金ですね。これは全額交付税で見るということですから、当然地方交付税特別会計の借金と見なさなきゃならんと思いますけども、そういうふうには25年度で17兆円しか歳入し、そして地方へ交付できなかった地方交付税特別会計が81兆円の借金を持っているとなった場合に、この地方交付税が本当にどうなってくるんかわからんというふうなことで、下手したら非常に私たちは払っていく部分、この町の財政としても払わなければ消費税が大きいけれども、町に入ってくる部分が非常に危ういという状況にも捉えられるというふうに思います。

そういうふうなことでわからんということでもありますからわからんのでしょけれど、とりあえず今言われているところの2,400万、5,200万の部分について、どのような数字になるんかお聞かせいただきたいと思います。

それから光ファイバー、とりあえず旧美里町に美里時代に一部でも入っていけば、その旧美里町全体に入ってきたでしょうけれど、これは残念ながらこういうふうには断ってしまったためにいろいろ問題が残ってて、非常に寺本町長には申しわけないですけども、しかし今一生懸命努力中であるということをございますけれども、何としても早く進められるように、若者のそういう情報、IT関係を求める要求もありますし、それと同時に事業所も本当に速い光ファイバーというものを求めています。そういうことですので、もう一度その努力の方向についてお聞かせいただきたいと思います。

それから地籍調査について、今課長が言われましたけども、非常に私が見てるのも明添地区です。戸数が少ない地区であって、このように言うならばまとまりやすいっていうんですか、そういうこともあったりして進めていただいているわけですが、さきにも言いましたように、たとえ1軒、2軒、3軒であっても隣接をちゃんと確認していただければそんだけ早く進められるというふうに思います。奨励、何回か集まって話し合いもしてるようですけれども、せめて会議費関係でも町として奨励する意味で出していったらどうかと、そうしながら、単にやれやれというふうにやってくださいということでホームページに載せて、あるいは広報紙に載せても、それがどんだけ効果があるんかという、もう少しやっていただけるように町としても何らかの行動もしてはどうかと、進めてもどうかと、奨励を進めていっていくことが必要かと思えます。それについてももう一度お聞きしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

- 議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。
- 町長（寺本光嘉君） 美濃議員から大変有意義な御質問をいただきました。まず、この裏金問題につきましては、やはり裁判中でございます、できるだけ。
- 議長（小椋孝一君） 町長、裏金問題についてはもういいです。
- 町長（寺本光嘉君） それでは2点目の防災無線でございますが、これにつきましては、議員申されますように確かに人の命がかかっているということでございます。そんな中で、野上地区におきましては現在使われておるのはアナログ放送ということになっております。しかしながら、これは今で大体21年ぐらいたってるんですが、まだまだ今の状態の中で使えるということで、これを利用いたしておるところでございます、御承知のとおり美里地区におきましては防災無線がなかった、したがって新しい方法としてデジタル放送をつけたと、こういうアンバランスなことが今起こっておるところでございます。

しかしながら、この町財政を考えますと、やはりアナログであれ使えるところは使っていこうよというのがまず第一であると思います。そんな中で、これからの対応ということで議員が申されておりましたが、まだまだ21年ぐらであれば故障を修理しながら使う。そしてその戸別防災無線との絡みでございますが、今のところはほとんどは聞こえてる、また聞こえにくいところについては町のほうへ言ってきていただいたら、またその都度その都度現場へ行かせていただいて、その方向を変えたりいろいろやっけるということで、現状で当分の間はいきたい、そのように考えておるところでございます。

議員申されますように命がかかっているやないかということでございますが、それはもう重々存じております。しかし、この町行政としてやはりしなければならないことはたくさんございます。そんな中で順位をつけて我々はそうした各対策を進めておるところでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと関連しまして光ファイバー、これにつきましては実は先般国のほうへ陳情にも行ってまいりました。そんな中で総務省の政務次官、そしてまた担当課長ということで陳情に行かせていただいて、そして何とかこれをやっけいこうといういろいろお話は聞かせていただいたんですが、何分にも3億、5億という金が要ってまいります。そんな中で民設民営というのが一番理想的なんです。しかしながら民設といいましてもやはり営利が絡んでくるということで、その補助金をつけながら民設民営化ぐらいに持っていきたい、そうしたことで今県とも話を進めておるところでございます。

これにつきましては議員もさることながら私も公約の一つに挙げておりますので、ぜひとも早い機会につけていきたいと、そのように考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それと消費税の問題です。これは今、国家においても議論をされ、そしてまた現在選挙中でございますが、その中でもいろいろ議論がされておるところでございます。そんな中で、やはり消費税におきましては今アベノミクスから始まって5%が8%、8%が10%と、この10%につきましてはこれから1年半先延ばすというふうな議論がなされておりますが、これについては私は今はまだ時期尚早であると。といいますのは、やはり景気をもっと上げて、そしてその上に立ってやっていただきたいと、これは私見でございます。そうした意見を持っておるところでございますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

それと、この地籍調査でございますが、この地籍調査も私は県の地籍調査の会長をさせていただいております。そして県下くまなく何%ぐらいの進捗率があるということであってございまして、一番地籍調査の進んでないところと、大体全体の5%しか進んでないということもございまして。そんな中で、当町におきましては旧野上町は既に終わってる、旧美里町があと残されてるところがあると、約10年ぐらいかかると、こういうことで今進めておるところでございます。

ただ、私は思いますのに地籍調査っていうのは、これは非常に大事なことです。といいますのは、以前進めておりましたある町がその地域地域の区長さん方が立ち会って、そして境界を決めてしまったというようなことで、後から大変な目に遭ったというふうなことも私は聞いております。したがって、議員が申されましたように各境界は民々の境界として決めといていただくのは結構でございますが、後から地籍に入ったときに、それがスムーズにできるだけいけるような、そうした方策も一つあわせてとっていききたい。そしてやはりこの地籍調査っていうのは地域、またその区域、ある程度の区域を固めた中でやはりしていかなと、後からまた大変な目に遭います。そんなこともありますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 大変申しわけございません。私の説明が至らないためにわかりにくかったと思います。消費税については地方消費税というのがございまして、その地方消費税の交付金が町のほうに来るわけでありまして。それで5%から8%に、こ

とし8%になったんですが、そのときに地方消費税の交付金が5%から8%に上がったことによりまして、約1,400万円程度増額になっていると。次は8%から仮に10%に上がったと仮定して計算したときには、この地方消費税の交付金が2,400万円程度ふえるということでございます。

それから歳出でございますけれども、歳出につきましては、消費税が5%から8%に上がっておるんですが、上がっておるこの影響額につきましては、一般会計・特別会計合わせまして約3,100万円ほどの増額になると。次に、仮に10%に上がった場合は、8%から10%に上がった場合は、その一般会計・特別会計合わせた影響額が約5,200万円程度になるだろうという想定をしておるということでお答えを申し上げたところでございます。以上でございます。

○議長（小椋孝一君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時42分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

○議長（小椋孝一君）                      副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君）                      消費税の関連で数値がいろいろと出ました。1,400万円、また2,400万という数字が出ておりますけれども、これについても一度詳しく御説明いたします。

地方消費税交付金ということで税率が変わりまして、それによる増額が約5,700万円の増額がでございます。それは消費税が5%から8%に3%アップすることによりまして地方消費税交付金の増額分が約5,700万円でございます。ところが、5,700万円が丸々100%地方に残るかということになれば、一方の交付税の算定の中で基準財政収入額と需要額ということのその差が地方へ交付される交付税というふうになりますので、5,700万円はそのうちの75%は基準財政収入額へ算入されるというふうになります。ですから手取りとして残るのは25%は純、町の収入として残るものが25%で、その数字が1,400万円ということでございます。

それとともに、それが消費税の率が10%になったと仮定いたしまして、そして町へ

残る25%分というのは2,400万円ということになっているものでございます。それでよろしいですか。

歳出のほうは先ほどの説明でよろしかったですか。ですから8%になることによって、一般会計・特別会計合わせた歳出増額が約3,100万円、仮にこれを10%ということで計算いたしますと5,200万円程度が増額となるということでございますので、そういうことでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（小椋孝一君） 地籍調査課長、尾花君。

○地籍調査課長（尾花延弥君） 美濃議員の答弁漏れということでございます。

地権者の特定には約1年かかってございます。年度当初の4月において、全体で地権者を集めていろいろと御説明をしているところでございます。地籍調査課としましては個々の方々にも直接いろいろと事前にお願いはしてはございますが、なかなか相手方もあるということで、ほとんどの方が地籍の調査時点において推進委員、役場の職員等と一緒に現地に境界杭を打っている状況でございます。それでは1年間の調査期間において筆界未定となる場合もございますので、個々の方々には役場のほうで御説明をし、なるべく後継者や家族に境界を継承したり現地において明示をしていただけるようには説明をしているところでございますが、まだまだ行き渡ってございませぬので、今後も強力に推し進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時49分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時54分）

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 大変申しわけございませんでした。美濃議員のおっしゃる点というのは、地籍をスムーズに進めていくためのそういうことでおっしゃっていただいているということは十分理解しております。

先ほど地籍課長が御答弁申し上げましたように、翌年度、その翌年度に新たに地籍に

入る地区については、早い段階から地権者全てに対して文書はなかなか出すことが難しいというのは、そのための資料というのは旧の公図とか旧の法務局の資料しかないということで、いよいよ翌年度に地籍調査に入るといふ地区のそういった地権者の洗い出しというのは相当時間がかかるということでございます。

ということで、議員がおっしゃってくれてるように前もって前もって親子の間でも自分のところの境界をお父さんが元気なうちに確認しといてくれたら、いよいよ地籍のときにはスムーズにいくと、そういうことをおっしゃっていただいているんであると思うっております。そういったことでホームページとか広報等々で事前に皆さん元気なうちにサイメをしっかりと把握しといてもらうことがスムーズな地籍調査につながっていくということをもっともっと啓発していくというのは大事であると思っておりますし、それを進めていくと。

そういった中で例えば住民の方々から、まだ地籍には数年かかるんだけれども、自分らで話し合っただけ大体サイメを今決めているんだよとかいろいろ相談しているんだよというようなことを役場のほうへ、地籍調査課へおっしゃっていただければ、そうしたときには地籍調査課としても支障ない助言もできるし、そういった何人か寄って会議するんであれば、当然そのときのお茶とかそういったものは御用意はできると思っております。全て地籍調査がスムーズにできるだけ早い段階で終われるようにということでおっしゃっていただいていると思っておりますので、こちらとしても同じ考えでございますので、いろいろそういったことで住民の方々のいろんな要望等々を聞いていただければ、またお声をいただければ町としても対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小椋孝一君）　　これで、美濃良和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前10時57分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（小椋孝一君）　　続いて1番、七良浴 光君。

(1番 七良浴 光君 登壇)

○1番(七良浴 光君) 私から2問の質問をさせていただきます。

1点目、防災行政無線のトラブルについて。平成26年11月7日、19時50分ごろの火災放送時、町内の地域でサイレンは鳴ったが、放送は聞こえなかったという話を聞くが、放送が聞こえなかった地域及びその原因について、あわせてお尋ねします。

2点目、自主防災組織の育成について。平成26年11月22日夜に長野県北部地震が発生し、同県白馬村及び小谷村では多くの家屋が倒壊したが、長野県全体の被害は死者はなく、負傷者44名、全半壊家屋は141棟とのことで、夜間の地震発生にもかかわらず1人の死者も出さずに済んだのは、白馬村を初め多くの町村では近隣住民の共助が活発に行われ、倒壊した家屋内に閉じ込められた人々を付近住民が24時間以内に全員救出したとマスコミ報道で知り、共助の大事さを痛感しました。

そこで、当町の自主防災組織の育成の中で共助の重要性等についての指導をどのように行っているのかお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

(1番 七良浴 光君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長(牛居秀行君) 七良浴議員の御質問にお答えをいたします。

まず1番目の御質問につきましてお答えいたします。

去る11月7日午後7時57分に発生いたしました防災行政無線システムのふぐあいにつきまして、お答えいたします。

消防本部遠隔制御装置からの火災によるサイレン通報で、サイレン吹鳴はアナログ支局・デジタル支局ともに正常吹鳴いたしました。後の音声通報がデジタル支局で鳴りませんでした。現在紀美野町では、旧野上地域においては一部を除いてアナログ支局で、旧美里地域はデジタル支局となっております。防災行政無線のふぐあいが発生いたしましたのはデジタル支局のエリアでございましたので、放送が聞けなかった地域につきましては主に旧美里エリアでございます。

その原因につきましては、事象発生時の各種履歴調査及び動作ログデータの解析を行った結果、本事象は、サイレン吹鳴終話から音声通報起動までを行うシステム処理においてサイレン吹鳴の終話がデジタル親局無線機にて実行されず、使用中状態のままとなったため、次の音声通報の起動要求を拒否していることがわかりました。

また、このデジタル親局無線機が使用中の状態を保持していたことについて解析したところ、気象観測装置、テレメーターシステムでございます、気象観測装置によるデータ通信に対してのサイレン吹鳴による割り込み切断に伴い、サイレン吹鳴中にデジタル親局無線機が終話済みの状態を通知していたため、捜索卓がサイレン吹鳴の終話を行っておらず、その後の通報ができなかったものでございます。

次に2番目の御質問の自主防災組織の育成についてお答え申し上げます。

大地震や集中豪雨、台風などによる大規模な災害が発生する場合、幹線道路の寸断や救助・救援要請の集中などの理由により、防災関係機関の活動が阻害され、遅延することが想定されます。こうした大規模な災害が発生する場合、被害を最小限に食いとめるためには、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニケーションと連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であります。

現在、紀美野町には自主防災組織が18団体ございますが、実質的な活動に消極的な組織もございまして、町民の自主防災組織の重要性に対する認識を深め、地域の自主防災組織の育成・強化を図っていかねばならないと考えております。そのことが地域における共助活動の育成につながるものと考えております。災害はいつ発生するかわかりませんし、災害の規模によっては公共防災機関による支援、救出、救護が間に合わないことがございます。このような事態が発生したときには、それぞれの地域で共助による防災活動を展開し、お互いの命や財産を守らなければなりません。まさに議員仰せの11月22日の長野県北部地震での近隣住民による共助活動がその重要性を物語っていると思います。

町といたしましては、自主防災組織に対し災害発生時の共助活動のための役割分担などの体制を整えていただくとともに避難行動要支援者、避難経路などの情報を共有化していただくようお願いをしているところでございます。

また、自主防災組織の活性化と住民の防災意識の啓発を目的に、希望がある自主防災組織の防災訓練に役場職員が出向きまして共助の重要性とともに自助の重要性、地震や災害に対する講話、家庭内防災対策の啓発、防災啓発ビデオの上映等を行っております。また、消防職員による救命講習なども行っております。これらは全て地域における共助活動につながるものと考えております。私どももまだまだ至らないところがあるかと思いますが、議員の御指導もいただきながら、引き続き各地区の自主防災組織のさらなる育成・強化に取り組むとともに地域における共助活動の重要性を訴えてまいる所存で

ございます。以上、簡単でございますが、答弁いたします。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 1番、七良浴 光君。

○1番 (七良浴 光君) ただいま総務課長から1点目の防災無線のトラブルについての原因という形でお答えをいただきました。結果としてはデジタル地域、すなわち旧美里町内で放送ができなかったという事実、それについては防災無線を使っておる気象情報の情報を親局に送っている状態と緊急放送をやろうとする時期が重なったためというようなお話であったかと思えます。それが親局であります役場内にある機器がそういう形で作動ができなかったというお話であったかと思うんですが、その原因について聞かせていただきましたが、きょうの時点では、その原因については完全に改修がなされているのか、また今後同じような原因で故障が発生しないのか、なお、また無線整備した時点、すなわち平成19年から20年のときから本年11月7日までに発生したトラブルと今回のトラブルとの因果関係についてはどうなのか、そしてまた今までのトラブル原因及び改修について業者より文書で報告を受けているのか、あわせてお尋ねいたします。

2点目の自主防災組織の育成についてであります。ただいま総務課長から答弁をいただきました。そんな中で、最近南海トラフ巨大地震の報道がなされている中で、先月28日町長の行政報告の中で今後も防災・減災に努めてまいりたいとの御発言がありましたが、まさに近隣住民による共助の重要性の認識を高めることが減災につながると思えますが、町長の考えをお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

○総務課長 (牛居秀行君) まず、今現状どうなっているのかということでございます。先ほども申し上げましたように、この事象につきましては11月の7日の7時57分に発生をいたしまして、それから原因究明について約2週間の不測の時間を要しました。11月21日付でメーカーからの解析結果を受けて、すぐに対応処置に取りかかるよう依頼をしております。現時点におきましては、21日で原因は解明できたんですけども、それに対する処置ということで、現在東京のメーカーの工場のほうで実証実験をしているところでございます。この12月の中旬をめどに改修がなされる予定となっております。現時点においては二度とこういうことがあってはならないということで、今現在テレメーターをちょっととめているところでございますので、現時点におき

ましてはこの理由によるトラブルというのは起こりません。

これにつきましては、先ほども議員が申されましたようにいろんなことが偶然重なってしまったということでございます。テレメーターというのが交信、いわゆる電波を送るんですが、それが終わりますよという終話の信号を送ったのとほぼ同時にサイレンを鳴らすことによって全てに優先されますので、全てをとめてしまおうという信号、この2つの信号がわずか1秒間の間に同時に機械のほうに伝わってしまったために機械が混乱を起こしたということでございます。現在、実証実験の中でこういうことが起きないようにいろいろとやっていたいただいているところでございます。

それから、今まで起こった防災無線のトラブルがあったとは聞いてございます。それとの因果関係につきましては定かではございません。

それから、自主防災組織に対する防災のことについては町長の見解ということでございますので、町長から答弁をしていただくことにいたします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 七良浴議員の再質問にお答えしたいと思います。

防災・減災について町長の見解を述べよと、こういうお話でございましたが、これはもう述べるまでもなく、もう災害があちこちで起こっております。広島の土砂災害を初め、また台風、そしてまた先般には徳島におきまして豪雪というふうな各所で災害が起こってる。これにやはり対応できるような体制づくり、そしてまた自主防災組織の育成と、これはもうしなければならない大きな一つの施策であろうと思います。

そうした中で、我が町におきましては御承知のとおり自主防災組織、そして町の消防団、そして町の消防と、三者一体において救助活動等々防災に努めているところでございます。そんな中で、やはりこの自主防災組織、いかにして育成していくかということが大きな課題であろうかと思いますが、あちこちでやはり訓練をしていただいております。そうした訓練の積み重ねによって、この共助また自助という、そうした活動ができるのではないかというふうに考えておりますので、これからもやはり防災、そして減災に町として政策として努めてまいりたい、そのように考えておるところでございますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 1番、七良浴 光君。

○1番（七良浴 光君） 防災無線のことでございます。ただいま課長から、現時点では完全に原因は究明できたが、改修はされていないと。また現時点ではそういうト

トラブルが起こってはいかんで、気象情報等のテレメーターの信号を停止しているということでございます。それはもう確かにそうやっていただくことによって、先ほど同僚議員からも発言があった住民の生命・身体・財産を守るという、その一つの大きな役割を果たす防災行政無線の役割が果たせるんじゃないかなと、このように考えます。

そこで3回目として、この防災無線の定期点検を予算計上して実施しているように認識しておるんですが、この定期点検時にはこういうトラブルの発生というものは考えられていなかったのか、また今後定期点検をする場合のメニューの中にこういった二度と起こってはならないトラブルを回避するための点検というものを考えられているのか、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 七良浴議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

まず、先ほども御説明をいたしましたように、このシステムのふぐあいにつきまして、このシステムを構築した時点からずっとあったものでございます。その中で本当に今回不幸だったのか幸いだったのかわかりませんが、こういうふぐあいがあるということが発見できました。わずか1秒の間にそういうことが2つの信号が同時に流れるというふうなことは今まで想定、多分メーカーのほうも想定していなかったということでございます。想定していなかったので現在そういうことが起こり得るんだということの中で、東京の工場で自主実験をやりながら対策を講じて、この12月の中旬にそれが直るということでございます。

定期点検につきましても、今申し上げましたように、こういうことが1万回に1回起こるのか10万回に1回起こるのかちょっとわかりませんが、ここまでメーカーのほうも想定していなかったということで、定期点検につきましてはこういった項目は含まれておらないわけでありまして。議員御指摘のように、こういうことはあってはならんこととございまして、今後定期点検のメニューの中に、どういうふうな形になるかは専門的なことはメーカーと相談しなければ、今ここで具体的にどうするということはお応えできませんけれども、議員御提案のとおり教訓といたしまして、今後の定期点検のあり方も考えていきたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） これで、七良浴 光君の一般質問を終わります。

続いて10番、松尾紘紀君。

（10番 松尾紘紀君 登壇）

○10番（松尾紘紀君） 私からは職員の研修について、少しお尋ねします。

地方行政に関する職員について、住民サービスに努めていただくという観点からであります。急激に事務が多くなり、コンピューター等が進化し複雑化することが当然であります。能率的に住民のためのサービスを提供するのが公務員の使命であり任務と申し上げますが、過言ではありません。素質のよい職員が多いほど合理的であり、能率的な執務がなされるものであり、トップに立つ町長が指導しても職員一人一人の管理・指導が非常に困難であると思います。

職員の研修についてどのように指導し、また考え方に立って行われているのかお聞きします。これは新規採用並びにアルバイトも含めてでありますので、お願いします。

（10番 松尾紘紀君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 松尾議員の職員の研修についての御質問についてお答えを申し上げます。

地方分権により、今までになかった業務が地方へ移管されてきており、町の事務は複雑多様化されている現状でございます。また、合併後一時的に肥大化した職員数も計画的に縮減し、平成26年12月現在で199名となっております。

議員仰せのとおり職員数も減少し、業務も複雑多様化する中で、よりよい住民サービスを提供できるよう職員の資質の向上のため、職員研修に力を注いでいるところでございます。当町では、職務を民主的かつ能率的に運営するための公務員意識の高揚と全体の奉仕者としてふさわしい職員の養成に努め、職務の遂行に必要な知識及び技術の習得並びに教養の向上を図ることを基本方針に職員研修を実施しているところでございます。

また、研修受講者は業務や心身の故障等により受講することが困難である場合を除き職員全員が受講しなければならないと紀美野町職員研修規程で定めているところでございます。各研修は、所属長に対して研修受講の申し出を行い、所属長は業務に支障がないと判断した場合受講できるようになっております。もちろん所属長の責務といたしまして、職員の自己啓発を奨励し、受講者が研修を受講することにより業務に支障が生じることのないように配慮するとともに研修に専念できるよう便宜を与えなければならないとしていることは申すまでもございません。その上で毎年度、所属長は総務課長に対し専門研修年次計画を提出し、研修申し込みを行い、研修を受講している状況でござい

ます。

また新規職員に対しましての研修は、前段で申し上げました研修に加え、研修協議会で3日間、町で2日間、計5日間にわたり研修を実施しているところでございます。特に町における新人職員研修では、副町長を初め各担当課長や各担当者が講師となり、各種法律はもとより条例、規則等、町全体の業務がわかるよう研修を実施しているところでございます。

今後職員数がますます縮減される中で、1人の職員の果たす役割が大きくなっていくことが想定されます。一人一人の職員の資質向上に努めることが最良の住民サービスに結びつくと考え、今後も引き続き積極的に研修の受講を奨励してまいりたいと考えております。

また、臨時職員につきましては研修につきましての特別な規定は設けておりませんが、一般職員同様資質の向上は必要と考えておりますので、従事する職種によりどのような研修が必要なのか今後検討していく必要があると考えております。以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 10番、松尾紘紀君。

○10番 (松尾紘紀君) それでは、再質問で、今担当課長からアルバイトの研修のことでお聞きしたんですが、しかし当町に町内外から来られた方はアルバイトであるか、または新規採用の正職員であるかということは判断しにくいと思います。そうした中で、もし書類の手續不備等、またもろもろ問題が山積していると思いますが、そうした場合にその対応が速やかに住民サービスに果たしてつとめられるかということをお聞きします。

それで、例えば、これは各課どの課にでも充当するんですが、当事者が1つの書類を申請したと、そうして数日たってでも担当課から何の返答もないということで、申請人が担当課に行ったところ、その書類を紛失していたという、こういうことが起こったわけです。そうすると、またそれからその書類を新たにつくって再度申請しなくてはなりません。それにはいろいろな添付書類、1つは証明書なり、または診断書なり等々の書類を添付して、それには費用がかかりますわね。再度申請するんですから。そうした場合に、その費用等々を申請人が再度負担するのか、それともその担当課の誰かわかりませんが、受理した方の紛失ということであった場合、その方がそれを弁償するのか、そ

の点はどのようになっているのか。というのは、それに伴ってかなり日数がかかると思うんです。その書類が県や国のほうに行く書類とすれば。そうした場合に例えば治療費の問題とか、または税金の問題とか、いろいろなふぐあいで2カ月、3カ月おくと。その費用は、ただ紛失したということだけで終わるのか。これはやはりその担当課なり、またはその係の人がどのように処理していくのか、その辺がちょっと不透明になるんです。

それともう一つお聞きしますが、例えば1つの課からあるところに口座振替をしたと、そうした場合に間違っただけの口座に入ったと。金額の差は別としてですよ。そうしたときに、その口座に入ってた人が何の抵抗もなしに、今はやりですからカードなんかで出すと、通常であれば通帳を見ればいろいろわかりますが、カードで出した場合はわかりませんので、すぐ出してまうと。そうした場合、たまたま町から振り込んだ先が間違ってた。そうした場合に、その振り込んだ担当課なり、また振り込んだ人がその金額を保障するのか、そういうことの対応はどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 松尾議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目は、申請をしたその書類を失ったと、それも町のほうで受理して、その後失ったということでございますから、これはもう当然町のほうで責任を持って対応すべきであろうと思います。

それと2点目の口座振替、これにつきましては以前1件、私もちょっと覚えがあります。何か口座までややこしく同じようなあれでなると、名前が同姓同名やというようなことからあったようです。これにつきましては相手方へ行って謝って、その金額をいただいてきたと、それで済んでるというようなことでございますが、やはり町の失策ということであれば町のほうでまず責任を持って対応すべきであるし、また処理もすべきものだと私は考えます。以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時46分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時47分)

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） それでは再度答弁させていただきます。

町が受理して、そしてその後紛失したということであれば、町のほうで責任を持って処理をしていきたい、またその処置をさせていただくということで今答弁させていただいたところでございます。やはり受理をする前と受理後ということになりますとちょっと責任のあれが違うと思いますんで、そここのところをはっきり申し上げたということでございますんで、ひとつよろしく御理解お願いしたい。町の責任において処理させていただきますと、措置をしていきますということです。これはもう当然のことやと思いますよ。

○議長（小椋孝一君） 10番、松尾紘紀君。

○10番（松尾紘紀君） それでは再々質問で、今町長のほうから当然町の失策があるので全てのことは町で見ますということであれば、それは金額の大小にかかわらず全て見るということですね。そうすると、金銭的な面ですと、必ずそれは決算書に載るわね。それはどの課にそういうプールしている金額があるのか、それもお聞きします。それでないと、個人的に例えば担当課のAさんとしましょう。Aさんが書類を紛失したと。そのAさんが個人的にその費用を、金額はいろいろあるわね、それを一時的にでもその方にお支払いして再度書類を添付してくださいというようにするのか。そして後日そのAさんに町のほうからその要った費用を全て見ますということであれば、それは町の金、住民の税金ですから、それはどの項目でどこにそのお金があるのか、それをお聞きします。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時50分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時52分)

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 大変申しわけございません。私から御説明というか御答

弃させていただきます。

松尾議員から御質問いただいている件は、そしてまた今議長のほうからもその件について若干触れていただきましたけれども、実はことしの1月にある方が障害になって、その申請書を持って役場の担当課へ来ていただきました。しかしながら、その後1カ月経過した後に、申請された当人から課へ問い合わせがあったときに、課のほうではその書類が紛失してなくなっていたというのが発覚したことでございます。どの段階でそれが紛失したものかというのは、全くその課でも全ての職員に聞き取りをしていただいておりますけれども、それが最終的にはわからなかったということで、申請の方に大変な迷惑をおかけいたしまして、おわびも申し上げ、そして大変申しわけないんですが、これは町を経由して県へ行く書類でございましたので、もう一度再申請をしていただきたいということでお願いして、その方も快くというんですか、わかりました、じゃ、もう一回申請いたしますということで申請をいただきました。

しかしながら、当然それに添付していく医師の診断書とかそういったものについては再度費用が発生するというので、その費用につきましては大変申しわけないということで町のほうで負担させていただくということで、それは通常の予算で診断書の発行手数料ということで手数料でお支払いをさせていただいております。それについてはどの科目からと聞かれば、手数料ですから通常の予算の手数料で支出をしております。

そのことがことしの1月に起こりまして、そういったことが二度とないようにということで、課の中で体制をきちっとして、以後そういうことがないように努めておるのが実態でございます。

もう一つおっしゃられました役場のミスということでございますので、役場でお知らせいただいておりますけれども、これがもし仮に本人が、こういうことは考えてはいけないんですが、故意に書類をどこかへやってしまうということがもしあったとすれば、それは役場というよりも本人にその旨を請求するのは当然でありますし、そういった懲戒に値する処分ということも必要も感じられますけれども、ことしの1月に件についてはそういった故意ではなくて、いわば過失ということでございましたので、町のほうでその手数料は負担してございます。以上でございます。今後ないように十分に気をつけてやっていきますので、よろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君）                      これで、松尾紘紀君の一般質問を終わります。

○議長（小椋孝一君）                      しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 56 分)

---

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 30 分)

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番（田代哲郎君） 政府は、2015 年度からの介護保険制度の改悪と報酬削減に向けた動きを加速しています。6 月の通常国会で成立した医療介護総合法に基づく具体化で、法案審理では大きな焦点ではなかった負担増の計画を追加するなど、国民の願う安心の介護にはほど遠い改悪です。

また、財務省は介護報酬をかつてない規模で削減する案も示しています。さらに要支援 1・2 の訪問・通所介護サービスの保険給付から外し、市町村に丸投げするなど公的介護の支えを大きく後退させるものにほかなりません。

介護保険改悪の具体化と実施を許さない声を大きく広げるとともに、消費税の増税に頼らない社会保障の再生や充実に転換させる運動が大切だと考えます。今求められているのは、介護サービスからお年寄りを締め出すことではなく、何よりも高齢者が健康で生き生きとした生活を送るための自分らしく元気に暮らせるまちづくりではないかと思えます。それは介護保険事業の財政が逼迫しているから介護予防が必要という意味ではなく、高齢者が充実した生き方を少しでも長く続けることができるような施策の実践にほかなりません。

高齢者が要介護になる原因としては衰弱及び転倒、骨折が約 3 割を占めます。その要因として低栄養など指摘され、一般的に血清アルブミン量や血清鉄が相関するとも言われています。加齢とともにあらわれてくる身体的及び精神的な症状や疾患を老年症候群と呼びますが、そうした老年症候群の早期発見と予防事業の充実が求められていると言えましょう。

一方、介護予防には高齢者の主体的なかかわりが重要であり、ポイントだとも言われています。知識の普及や専門職からのアプローチだけではなく、高齢者自身が取り組む活動でもあるべきだと指摘されています。

紀美野町の介護予防事業における1次予防の取り組みと今後の見通し、自主グループの状況と活動継続支援についての現状をお願いいたします。

質問の2点目は、午前中の町田議員の質問とも重なる部分がありますが、空き地や空き家管理の適正化に関する条例の制定についてです。

住宅地に放置された空き地や空き家が草ぼうぼうだったり、ごみが散乱したり、また樹木が生い茂って隣の民家まではみ出してしまうなど、迷惑な空き地や空き家が全国的にふえる傾向にあります。紀美野町でも適切に管理されていない土地や建物が散見され、そうした物件に関する住民からの相談を受けることはあります。

空き地や空き家の管理が不適切になると、景観上の問題が生じるだけでなく草花の花粉で子供の体調が悪くなる、害虫が発生して近所の家に飛んでくる、不法投棄を誘発する原因になるなど、住民の安全や生活環境に悪影響を与えるおそれが生じます。多くは世帯者の高齢化や遠くに居住しているのが届かないなどの理由から放置されているものですが、所有者がわからないケースもあります。空き地や空き家を放置するとさまざまな問題が発生しますが、地域住民に対して被害を及ぼすことになりかねません。そのためになく自治体で空き地・空き家の適正管理に関する条例を制定しています。

空き地や空き家は適切に管理し、問題が起きたときは迅速に対応することが重要です。紀美野町でも空き地や空き家管理の適正化に関する条例を制定する考えがないか伺います。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 田代議員の1番目の御質問にお答えいたします。

御質問の介護予防の取り組みでございます。議員御指摘のとおり、高齢者が介護の必要となる原因として、認知症、高齢者による衰弱、関節疾患、転倒骨折など、老年症候群が多くを占めています。

この老年症候群は、老化による足腰の虚弱化、低栄養、口腔機能の低下、認知機能の低下、尿失禁により、体を動かさないでいるとさらに悪循環が起こり、要介護状態となっていくと言われております。そのため、個人の状態に応じた早い取り組みが介護予防のために有効であると言え、早期発見と予防事業の充実が必要と考えております。

紀美野町では、1次予防事業として、地域サロンや地区集会所で健康相談を兼ねて介護予防全般の講義や体操などで、広く介護予防についての理解を深めてもらうようにしています。昨年度の実績は、サロンの啓発は51回、延べ475人、また各地区集会所での啓発は26回、延べ309人の参加でした。

次に、運動教室として、1つは和歌山大学と県が共同開発した「わかやまシニアエクササイズ転ばん塾」です。

これは高齢者のための筋力トレーニング教室で、3カ月1クールとし、毎週1回行うもので、平成16年から20年度までの実績後、その卒業生が自主グループを立ち上げ、現在も4グループが活動されています。町は継続的に支援する形で昨年度は3回、延べ37人のフォローアップ研修を実施しました。なお、今年度は5年経過したこともあり、新たに1クールの開催を予定してございます。

2つ目は、県立医科大学整形外科の研究事業で、腰痛・膝痛予防のための「ロコモ教室」です。

これは大学の2年間の研究事業として、平成24年度に講演会及び8回の教室を行い、延べ71人の参加でした。また、平成24年度に参加された方の6カ月・12カ月・24カ月の評価を行うものですが、評価だけではなく、教室終了後の自主活動を支援してまいりました。

3つ目は、2次予防と同時に実施ですが、総合福祉センターのトレーニングマシンを使った「健康アップ・チャレンジ教室」です。

これは運動指導士の指導による教室で、3カ月1クールとし、毎週1回行うもので、平成25年度は3クール、延べ348人が参加されました。また、卒業生は自主グループとして運動を継続されているとともに総合福祉センターのトレーニングルームの利用につながっています。

4つ目は、高知市が平成14年に開発した「いきいき百歳体操」です。

これは、準備運動・筋力運動・整理体操の3つの運動を、ビデオを見ながら手首と足首に重りをつけて椅子に座ってゆっくり手足を動かすものです。無理な運動をせず個人に応じた運動で、年齢に関係なく運動効果が得られると言われていています。また、行政がかかわるのは導入部分だけで、その後は自主活動として行うことが推奨されています。

平成26年度は、県のモデル事業として国吉出張所で10月から毎週1回、10人で実施しています。

次に、認知症予防として、1つは県立医科大学脳神経外科と県が共同開発したプログラムを使った「脳のトレーニング教室」です。

これは、認知症サポーター医の協力をいただきながら、3カ月に8回1クールが標準の教室です。医師の講義により認知症についての理解を深め、認知症検査により早期発見・早期治療につなげ、認知症予防ドリルの宿題や集団活動を行うことで、認知症の予防方法を習得するものです。

平成24年度までの実績後、その卒業生が自主グループを立ち上げ、現在も3グループが活動されています。町は継続的に支援をしています。また、昨年度は実施を見送りましたが、今年度は1クール述べ80人の実施を予定しています。

2つ目は、東京都老人総合研究所と筑波大学が共同開発した「ファイブ・コグ検査」です。

検査は集団で行うもので、決められたビデオのスクリーンを一緒に見てもらいながら、それぞれテスト用紙に記入していくものです。また、その後、結果説明を行うものです。また、この検査で手先の運動機能のほか、記憶、注意、言語、視空間認知、思考の5つの知的機能をはかるもので、低下してくる機能を知り、鍛えることを目的としています。

昨年度の実績は、5回、延べ142人でしたが、今年度は地域サロンや認知症サポーター養成講座、介護予防講座でも実施します。

このようにさまざまな介護予防事業を展開しているところですが、運動や教室の内容に加え、集まって話をしたり笑ったり、また役割や生きがいを持つことも、介護予防には重要と考えています。

現在行っている地域サロン活動の推進や、各種介護予防事業を継続するとともに、老人クラブやシルバー人材センター、またボランティア活動等による生きがいづくりについても推進していきたいと考えています。

また、特に認知症や高血圧予防など高齢期の健康づくりについても積極的に推進していきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思います。以上、答弁いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、田代議員の第2問目の空き地や空き家管理

の適正化に関する条例の制定について、答弁をさせていただきます。

紀美野町における空き地や空き家の管理につきましては、紀美野町火災予防条例第24条の第1項に空き地の所有者等の火災予防上必要な措置について、また第2項に空き家の所有者等が当該家屋への侵入防止や火災予防上必要な措置について明記し、所有者または管理者に適正な管理を行うよう努めなければならないことを規定してございます。

しかしながら現状は、一部の空き家や空き地でございますが、適正に管理されず、防災面、衛生面、景観面での生活環境を害していることから周辺住民からの苦情が年間二、三件程度住民課に寄せられている状況でございます。

先ほど、町田議員の質問の際にも御答弁させていただきましたが、空き地や空き家につきましては所有者の所有物でございます。原則として所有者には自己の所有物を適正に管理する義務と社会的責任を負っていることから、所有者みずからの責任と負担によって適正な管理をしていただけるように、自治会や地域の皆さん、関係機関の御協力もいただきながら問題の解決に取り組んできているところでございます。

議員御質問の紀美野町でも空き地や空き家管理の適正化に関する条例を制定する考えがないかという御質問でございますが、現在、国の動きとして、先月の27日に問題のある空き家への対策を進めるための空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、今後3カ月を超えない範囲内に施行となります。この特別措置法では、市町村長の権限が強化されています。また、市町村の空き家対策への費用補助や衛生上の措置等が講じられることとなります。

このような状況下の中、紀美野町の空き地・空き家等に関連する条例等の制定につきましては、まず、この法に基づき今後出されてくる国の基本方針や関連補助事業等の情報収集を行うとともに周辺自治体の動向も注視しながら、条例等の制定についても研究を重ねてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りますようによろしく願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 介護予防の働きかけというのは、介護サービスをまだ利用していない虚弱高齢者をターゲットにするのが最も効果的だということでは言われていません。ですから、介護保険を利用していないけれども、いずれそういう利用の可能性があるとこの虚弱高齢者の把握が大切となっております。

先ほどから老年症候群という、いわゆる加齢とともに体が弱ったりいろんな症状が出てくる状態をいいますが、そうしたもののスクリーニング方法としては、東京都老人総合研究所が開発した介護予防健診ということで、お達者21健診というのがあります。これはもうちょっと古いんじゃないかと言う担当者もありますが、どこでも簡単に18項目の質問と3項目の体力測定から成っていきまして、専門職でなくても利用できるように簡単・便利なもので、特定健診や訪問活動、地域サロンなどでも簡単に実施できると思われます。

以前、県から出されたこういう介護予防のパンフレットの中にもこういうふうにはめ込まれてまして、これは非常に簡単に実施できるということで、普及を広げていくには適当ではないかというふうに思います。

我が町紀美野町でも介護予防の事業というのは非常に手広く行っているんですが、いづれにしても介護予防というのは一人でも多くの高齢者に参加してもらおうということが大事で、そういう取り組みが大切ではないかというふうに思います。

11月12日ですが、政務調査として、古座川町の1次予防高齢者施策について、どんなことを取り組んでいるのか見てきました。ふれあい地域サロンやふれあいいいききサロンの交流会とか介護予防健康教室など、我が町と同じように熱心に取り組んでいました。2次予防高齢者の把握として、健診の希望調査票の配布時に同封して回収しているということでありました。

紀美野町でもファイブ・コブテストとかサロンなどは非常に手広く広がっていますし、そこでの介護予防啓発活動とか自主グループのシニアエクササイズOBとか体力測定やフォローアップ研修など、ロコモ体操なども取り入れられていて、非常に幅広い介護予防に精力的に取り組まれています。

いわゆる1つは、1次予防が必要な老年症候群把握のために現在どんなスクリーニングを実施しているのかということが第1点と、これだけどんどん介護予防の取り組みが広がっていくと、マンパワーという問題が当然生じてきます。だから徹底した介護予防のためにはマンパワーというのは非常に欠かせないことだと思うので、そういうマンパワーの問題について取り組む考えは、もっとマンパワーの確保ということで取り組む考えがないのか、質問いたします。

それから空き地や空き家管理の適正化に関する条例の制定と。法が施行されて、そういうことが非常にやりやすくなるであろうということ、そのこともあわせて法律の中身

とかも十分精査した上で周辺自治体の状況などとかも含めて研究していきたいという答弁ですが、具体的に言いますと宅地造成をした業者が所有しているであろうと思われる例えば団地などののり面、そこに樹木や竹が生い茂り、民家のほうにかぶさってくると。台風なんかのときには非常にだーっと民家のほうへなびいてきて大変危ないという、屋根に覆いかぶさってきたりということが起こったり、空き地に生えている樹木が非常に大きくなって、台風の時それにフジが大きく巻きついていて、それが民家の屋根に覆いかぶさってくると。それも台風の時なんかは屋根に当たるそうなので。ただ、その空き地の所有がはっきりしないとか、そういうことがあったり。それから畑ののり面に草が茂って民家に覆いかぶさってくるという例とか。

先ほどの町田議員への答弁の中でもあったんですが、空き家にスズメバチが大きな巣をつくって近所の民家の周りを飛び回るということで、危ないので何とかしてほしいという、そういう相談とか、そういうケースが結構あるわけで。行政としては相談に乗っていただけますけども、やっぱり民間同士の問題というのがネックになって、それから個人情報保護の問題があって、なかなか課を越えて直接手を打つというのは難しいというケースが時々あります。

ただ、民間の問題として、住民みずから取り組もうとしても地権者や持ち主を調べるだけでも大変で、なかなかだからといって全課へ行って、固定資産もかけて課税対象が誰なのかということなど、一住民で調べにいてもなかなかそういうことは難しいという。だから行政でそういう条例を制定して対応してもらえば、個人ではなかなか思うようにいかない問題にも対応できるんじゃないかということで、行政として担当課の条例に基づいてお願いとかそういうことができるような体制であれば、相談窓口もはっきりするし、条例に基づいてやっているんですって。ましてやその県の法律も施行されるということで、市町村の権限も非常に強化されるということなので、やっぱりそういう条例をぜひとも制定してほしいというふうに考えますが、その辺の確認をもう一度させてください。以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再質問でございます。

第1点目は、2次予防のスクリーニングがどうかということでございます。現在、先ほど答弁にもございました転ばん塾、それからロコモ教室、健康アップチャレンジ教室、いきいき百歳体操、脳のトレーニング教室、ファイブ・コグ検査については基本チェッ

クリストを簡単に問診し、フォローアップ研修ということで、ころばん塾では昨年度は3回、延べ37人、それから体力測定、その際に保健師によるいろいろな設問に対してのお答えとかをやってございます。

それからロコモ教室も同じく大学の研究事業であり、平成24年度から月1回程度医大整形外科のドクターが指導や講義があったものでございます。今年度は現在1回ということでございます。

それから健康アップチャレンジ教室もいきいき百歳体操も保健師が参加し、全てではないのですが参加し、フォローアップを行ってございます。

それから基本チェックリストでございますが、簡単な問診をし、郵送や配布をしてございます。サロン教室等でも行ってございます。

日常圏域ニーズ調査でも設問の中にも入れてございます。今現在、1次予防については全員65歳以上、4,054名でございます。それから2次予防の対象者については、26年7月現在では790人、これについては現在認定者が1,024名でございます。これを除いて、あと790人が2次予防の対象者として把握もしてございます。

次に、第2点目のマンパワーの確保はできないのか、人材確保はできないのかということでございますが、現在保健福祉課の保健師等、またアルバイトで対応してございます。マンパワーの確保については、他の市町村に比べ保健師等の人数も多いという把握をしてございますので、できているものと認識してございます。以上、答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきます。

空き家・空き地の町民に身近な条例をつくって、やはりやっていったらどうかということでございます。空き地対策特別措置法には2つの狙いがありまして、1つはこれまで説明させていただいた問題のある空き家への対策でございます。法律で問題のある空き家を特定空き家等と定義いたしまして、市町村が空き家への立入調査を行ったり、また指導・勧告・命令、最終的には行政代執行までとれるような措置が設けられてございます。

所有者が命令に従わない場合には、過料の罰則という大変厳しいものも設けているようなものでございます。また、登記が曖昧で空き家の所有者がわからないという課題につきましても、固定資産税などの課税のための個人情報が必要な範囲において利用でき

るということも明示されてございます。

そしてもう一つの狙いにつきましては、活用できる空き家の有効活用、これにつきましては市町村に空き家のデータベースを整備し、空き家、また空き家の跡地を活用できるような、促進できるようなことの計画をつくっていかねばならないというふうな規定もなっております。

田代議員が申された条例につきましては、この法に基づいて、その条例をしなければならないものか、その辺もさらに研究しまして、おくれることのないようにしてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 健康講座の定着をほかの形ででも問題にして、こういう健康プログラムをやるから参加を募集しても応募してくる人の多くが既に運動習慣を持っているとか、それから内容が違っても応募してくる人はいつも同じような人であるとかという。それから、何よりもプログラム終了後になかなか行動が定着しにくいという問題があります。長期にわたってそういう介護予防の自主事業というんですか、そういうのを続けていくというのは非常に難しいんで、それなりのやっぱりフォロー、支援が必要だというふうに思います。

非常に幅広くたくさん介護予防事業を行っていますので、どうしてもそれなりの、特に我が町のように高齢化率が高いところでは、それなりにたくさん専門職も必要になってくるかというふうに思います。十分な人手をかけて何よりも介護保険の財政がどうかという問題ではなくて、介護予防することでいつまでも元気で長生きできる町にという、一つのまちづくりとしてそういうことに取り組む必要があるんじゃないかと思います。

1つ、提案したいのは、せっかくファイブ・コグテストという都道府県と筑波医大で開発したテストを実施しているので、それとセットになっているいわゆる認知症低下予防を目的とした住民主体の活動として、認知機能の低下をおくらせる習慣を身につけ、長期に維持する地域活動の育成支援という目的でつくられた地域型認知症予防プログラムというプログラムがあるんですが、その4つあるプログラムの中のウォーキングのプログラムによる有酸素運動の習慣化であれば定着しやすいのではないかというふうに思います。

こういうことでの自主活動を育てていくためにファシリテーターの養成という問題もあるんですが、認知症予防のためにせっきゃくファイブ・コグテストを実施しているんだから、その地域型認知症プログラムの普及についても研究なり取り組みの準備をしたりといろいろあると思いますが、検討してみてもどうかということが1つと、それから幅広く認知症だけではなく介護予防プログラムというのは今いろんなのが開発されて、いろいろな自治体でいっぱい運動プログラムであるとかそれを長く定着させるためのいろんなシステムを開発されています。

だからそういうのをどんどん取り入れて、これからも要介護状態にならない、ならないというよりも認定者全体の数が減っていけばやっぱりみんな元気で生きていけるということになると思いますので、そういうことも認定するためには町が高齢者が元気に生きられるまちづくりとして介護予防に徹するために、今は保健師中心に専門職がたくさんそういうことに取り組んでいるのは理解してますけども、なお一層のやっぱりマンパワーの充実が必要ではないかと思しますので、そういうことに取り組む考えがないかお伺いいたします。

空き地や空き家管理の適正化に関する条例については、法が施行されたらそれだけで十分なのか、条例が必要なのかという問題が起こってくると思います。ただ、全国的にはこの手の条例を制定してる自治体は結構ありまして、隣の紀の川市もそうなんです。10月に紀の川市の環境衛生課で政務活動調査をしてきまして、紀の川市の空き地管理の適正化に関する条例というのについて、その経緯とかを勉強してきました。

これは合併前の打田町、粉河町、桃山町、貴志川町で空き地管理の適正化に関する条例を制定していたんで、ただ、那賀町だけがなかったそうです。それを合併協議で新しい市になっても継続し、条例とそれから規則を制定しようという申し合わせができて、そのまま引き継いだもんだそうです。

新しい紀の川市の条例では、雑草などの刈り取りを紀の川市へ委託できる旨の制定も入っています。条文も入っています。運用ではシルバー人材センターを紹介したり、土地所有者が直接シルバー人材センターに委託するのは一般的だそうですけど、そういうことが一般的で、第7条に草刈りが困難なときは土地所有者は直接市に刈り取りを委託することができる旨の条文も入っているんです。この場合の委託料は、1平米当たり100円だそうです。ただ、この100円という値がどうなのか、この条文を残しとくべきでなのかどうかは今検討中だそうですけど、今のところ1平米100円で委託を受け

るということになってるそうです。多くはシルバー人材センターへの委託だということです。

苦情等の報告があれば、土地と所有者に対してこういうふうに最初は雑草等の刈り取りを依頼通知ということでお願いしますというのを市の担当課名で出しています。それでも期日までにやってもらえない場合は、こういうように市長名での勧告を出すそうです。ただ、いろんな考え方がありまして、そうまで厳しくして行って非常にトラブルの原因になるのではないかという話もありまして、それをどの程度の働きかけにするのかということは非常に難しい問題もあると思いますが、今のところ紀の川市の条例では勧告も出すということになっています。

新しい法律が非常に厳しいというか、先ほどの説明では行政代執行もやるし過料も科されるということで、特措法がどういうふうな形で運用されるのかというのはまだわからないので、今は条例を制定するべきかどうかというのも、制定したほうがいいのかどうかということもあると思います。ただ、やっぱりそういうことも含めて条例制定について必要があればやっぱり制定するという方向で取り組むべき、でないと、条例がないと自治体として住民からでもどこへ持っていけばいいんかという、どこの課で担当するんか、自治体としてどういう働きかけができるのかということも非常に漠然とした状態で、今みたいに何かとりあえずはわかっていればお願いにいこうとか、しかし基本的には民と民というのはどの対応で、民民の対応でできる場合は問題がないんですがなかなかそうはいかない場合もあるので、そういうふうに法の運用をにらみながら、もし条例の制定をしたほうがいいのかであればやっぱり制定を検討してほしいと思います。その点についての考えをお聞かせください。以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再々質問でございます。

健康プログラムから応募者が少ない、行動が定着しにくい、フォローが必要だというふうな御指摘でございます。確かに継続支援が必要であると考えますので、できるだけ継続支援をできるように考えていきたいと考えます。

それからファイブ・コグの検査終了後、地域型認知予防プログラム、有酸素、普及は検討できないかということでございます。プログラムについての知識がございませんので、また研究したいと考えますので、お願いいたします。

それから介護予防を介護予防プログラム、システム等の導入でやはりマンパワーが必

要ではないかというふうな御質問だったと思います。現在、保健福祉課の保健師等で精いっぱい努力してございます。とても回らないよというふうな内容になってきた場合には、また検討してまいりたいと思いますが、現状では保健師の産休が終わり来年1人ふえますので、足りているというふうな考えでございますので、御理解いただきたいと思っております。答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再々質問にお答えさせていただきます。

県内の空き家とまた空き地の条例を制定してるところ、ちょっと簡単に説明させていただきます。

空き地につきましては上富田町、それから岩出市、それから紀の川市、白浜町、橋本市が条例を制定してございます。これはもちろん今の法律が制定される以前、早いところでは上富田町で昭和51年にもう制定して、遅いところでは平成24年の橋本市が制定してというものがございます。それとまた空き家につきましては、和歌山市のほうで平成25年の4月に空き家の適正管理に関する条例ということで制定して、現在運用しているところでございます。

各市町村の状況を聞いてみますと、やはり今の法律ができたということで、それに基づく基本方針が国のほうから示されることになっています。それにのっとった計画等も市町村のほうで策定していかなければならないということもありますし、従来つくった条例自体がこの法にのっとったものではございませんので、またその見直し、もし制定が必要であるのであれば見直しをやっていかなだめだということで、今国の状況、出てくる資料等について、また研究をしていきたいということで伺っております。紀美野町につきましても、もう従来条例はないんですが、田代議員が言われましたとおり必要であれば、それはもう整備していかなければならないと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） これで、田代哲郎君の一般質問を終わります。

続いて7番、上北よしえ君。

（7番 上北よしえ君 登壇）

○7番（上北よしえ君） 私からも介護支援ボランティア制度についてお伺いしたいのですが、先ほど同僚議員からも質問がありましたので、重複する質問になると思っておりますので、先ほどの答弁の中で2件ばかりお伺いしたいと思います。

1点目はポイント換金の財源は地域支援事業であり、介護支援ボランティアに参加しない人が支払っている介護保険料も含まれている、介護支援ボランティアに参加しない者に負担させるのは適当ではないのではないかという答弁もありました。また、65歳以上の方全員の理解を得なければいけないのではないかという、また答弁もあったと思いますが、これについて介護支援ボランティアに参加しない方にも制度上負担を求めていくのは事実だと思いますが、例えば現在行われている地域支援事業で介護予防事業に参加する者、しない者にも同様のことが言えるのではないかと思います。また、介護予防教室に参加しなくても負担は求められているのではないかと思いますので、これについてお伺いしたいと思います。また、この事業を実施するに当たり65歳以上の方全員の理解を得られたのかどうかお伺いします。

2点目は、検討課題として新しい総合事業で取り組んでいただけるという答弁でしたが、これに取り組んでいただくためにアンケートではなく訪問して聞き取り調査をぜひ行っていただきたいと思いますが、これについてもお伺いさせていただきます。以上、2点、よろしく願いいたします。

(7番 上北よしえ君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 上北議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど町田議員の質問と重複する点があるのでということでありましたが、お答えさせていただきますと思います。

介護保険制度の中で、地域支援事業の一環として介護支援ボランティア事業が認められるようになりました。これは社会参加活動が高齢者自身の介護予防につながることから、元気な高齢者による介護者への支援ボランティアを奨励し、地域支援事業及び介護給付費の費用を直接・間接的に抑制することができる制度であり、ポイント制とは、たまったポイントを利用時に高齢者の介護サービスを受ける際に換金するようなシステムでございます。

先ほど上北議員のほうからの質問で、ポイント換金をする場合に65歳以上の方の同意が必要ではないかというふうなことでありました。一応介護保険制度の中で今回考えておりますのは、来年4月からの新しい介護保険制度の中で施設サービス、それから居宅サービス、地域密着型サービスというのが介護給付費でございます。それから予防給

付費として介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスを予防給付と申します。それから今度新しく総合事業というふうな位置づけでございます。介護予防、それから生活支援サービス事業、一般介護予防が新たに想定されております総合事業というふうな形になってございます。

それで今回総合事業の中の一般介護予防事業を使ってという形で検討・研究をしていきたいとの、町田議員への答弁でございます。65歳以上の方の理解が必要になるというのは、大切な介護保険料を使ってという形になります。御存じのように介護保険というのが50%が税金、それからあとの50%が保険料でございます。保険料の内訳として29%が40歳から64歳までの2号被保険者の保険料で、それから21%が65歳以上の保険料というふうな区分けになってございます。

その介護の費用を使っていくために65歳以上の方の大切な保険料が含まれますということで、ボランティアに参加されない65歳以上の方の御理解を必要と考えることで答弁したものでございます。

それから2点目の訪問して聞き取りを行ってくださいというふうなことだったと思うんですが、一応研究し、その後検討し、研究を行っていききたいというふうなことで答弁させていただいてございます。現在第6期介護保険事業計画及び老人福祉計画を包括した紀美野町長寿プラン2015を策定中でございます。介護保険の改正に伴い、新しい総合事業の中で一般介護予防事業としての高齢者の社会貢献・社会参加による生きがいづくりを進めるため、地域社会の社会資源とともに元気な高齢者にも活躍していただけるような仕組みづくりを考えていく必要があると認識してございますので、さらに介護支援ボランティアについて研究してまいりたいと考えております。

訪問して聞き取りというのはよくわからなかったのですが、以上でございます。以上、御答弁といたしますので、御理解いただきたいと思っております。以上で終わります。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○7番(上北よしえ君) 答弁漏れです。今現在行われている介護予防教室、また介護予防事業に対して全員の理解を得られたのかどうかという、この教室にも確かに介護保険料が使用されていると思うんですが、これも質問させていただいたと思うんですが、答弁をお願いします。

○保健福祉課長(宮阪 学君) 答弁漏れでございます。

現在行われている介護予防事業全てではないんですが、介護保険の給付費の3%まで

が地域支援事業等で使える費用になってございますので、この費用をもととして行っている介護予防もございますので、議員おっしゃるとおりでございます。以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君）                    しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時30分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                    休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時32分）

○議長（小椋孝一君）                    保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君）            済みません、答弁漏れでございます。

現在行われている介護予防の事業も介護保険料を使っているので、65歳以上の方の理解を得られたかという御質問だったと思います。確かに言われるとおりでございます。現在、全ての介護予防事業が介護保険料から回っているものでもございません。予防事業ということで、一般会計の衛生費から出てる分もございますので全てではないのですが、一部は介護保険の保険料のほうから捻出しております。

理解が得られたのかという質問でございますが、現在そのように確認しているところでございます。以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君）                    7番、上北よしえ君。

○7番（上北よしえ君）                    まだこれから確認をしていくというような答弁でしたが、ぜひともこの介護支援ボランティア制度については、高齢者を対象とした介護支援ボランティア活動で地域を貢献する高齢者を支援することで、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進させる事業で、地域の支援事業、活力ある地域づくりの一環として、ぜひ検討していただきたいと思います。これで質問を終わります。あとは答弁結構です。

○議長（小椋孝一君）                    これで、上北よしえ君の一般質問を終わります。

続いて11番、上柏皖亮君。

（11番 上柏皖亮君 登壇）

○11番（上柏皖亮君）                    私からは、高齢者福祉について1件お伺いいたします。

我が紀美野町の高齢化は65歳以上で40%を超え、県下でも4番目に高い高齢化と聞いております。そんな中、寺本町長初め職員一丸となって高齢者福祉に取り組んでいただいていることはよく承知しておりますが、特に山間集落で暮らしている高齢者の方々の御意見を聞きますと、日ごろは元気であっても夜中等に何かが起きて、隣近所が何百メートルも離れていて連絡がとれないため、大変不安を感じながら日常生活を送っている方々が多数おられます。

紀美野町でも緊急通報装置貸与事業という制度があり、その対象者に、町内に住むおむね65歳以上のひとり暮らしの老人等々がありますが、この制度を知らない高齢者が多数おられます。そこで、この制度を一人でも多くの方に知っていただけて取り組んでいただき、今まで紀美野町を支えていただいた高齢者の方々の安心して暮らせるよう取り組んでいただけないか、お伺い申し上げます。以上でございます。

(11番 上柏皖亮君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長 (宮阪 学君) 上柏議員の御質問にお答えいたします。

まず、現在紀美野町緊急通報装置貸与事業について、簡単に説明いたします。

町内に住所を有するおむね65歳以上のひとり暮らしの方や寝たきりの方等に貸与しております。この事業は、町が大阪ガスセキュリティセンターと契約をしており、貸与する機器は緊急通報装置本体、ペンダント式発信機、火災センサーの3種類です。利用者がボタンを押すと、24時間体制で大阪ガスセキュリティーセンターのコールセンターに電話がつながります。コールセンターは利用者の状況を確認し、協力員もしくは消防本部への出動要請を行います。

設置数につきましては、本年12月1日現在149世帯です。本年4月以降新規は16件、廃止は8件でございました。設置台数は149台で、内訳といたしまして町内のひとり暮らしの方が140台、それから残る9台は、ふたり暮らしですが同居人が認知症や障害の方、住所登録があるにもかかわらず家にいない方でございます。

また、町内全てのひとり暮らしの方は547人、うち27%が緊急通報装置の貸与を受けられています。

通報実績でございますが、緊急、火災、相談、誤報の4項目があり、平成26年4月以降、緊急は2件、火災はゼロ件、相談は16件、誤報は40件であり、誤報が一番多

くなっております。

この事業の周知方法でございますが、地域の民生委員により制度の説明及び代行申請、災害時避難行動要支援者の見守りスタッフによるひとり暮らしなどの訪問時に説明、町のホームページに掲載、介護保険ケアマネジャーの会議での依頼などを行っております。

また、ひとり暮らし高齢者547人のうち、この事業を希望しない理由ですが、まだ元気、携帯電話がある、近所に迷惑をかけたくない等、勧めても申請に至らない等がございます。

また、民生委員がこの事業の必要性を感じ、身内等に連絡をしても希望されず、強制的に進められないことの報告もございました。

議員御指摘の制度の周知が行き届いていないのではとの質問でございますが、今後、民生委員、見守りスタッフ、ケアマネジャー等に対し、さらなる周知をお願いし、事業の拡大に努めていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上、答弁いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、上柏皖亮君。

○11番 (上柏皖亮君) 先ほど福祉課長のほうから、民生委員とか見守り隊というお話をいただきましたけど、この民生委員と見守り隊も大変高齢化で、我が身を守るのに精いっぱいという人が多数おられます。

そこで、私が質問させていただいたのは、もっと自治体を中心になって、もう要らんよという人は結構だと思うんです。積極的にPRして、不安を感じる人を一人でも少なくやっていただきたいと思ひまして、質問させていただいた次第でございます。

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 上柏議員の再質問にお答えしたいと思います。皆さん方かなり高齢化になってきたという中ではございますが、やはり民生委員やら、それから見守り隊のスタッフ、またケアマネジャー等々通じながら、さらにこれからPRに努めてまいりたい、そのように考えておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 (小椋孝一君) 11番、上柏皖亮君。

○11番 (上柏皖亮君) 町長の答弁で十分御理解いただいておりますので、

積極的に進めていただきたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。これで質問を終わります。

○議長（小椋孝一君）　　これで、上柏皖亮君の一般質問を終わります。

続いて6番、向井中洋二君。

（6番 向井中洋二君 登壇）

○6番（向井中洋二君）　　それでは、私から2点だけ質問をさせていただきます。

町内学校間交流学习について。町内には中学校が3校、小学校4校があり、それぞれの学校で特色ある学校づくりを進めていますが、学校間の交流学习の取り組みについて行っているのか、また必要性についてお伺いをいたします。

2点目、ブロードバンドの整備対策について。情報社会の中で最も重要と思われる超高速ブロードバンドの整備が旧美里地区では大変おくれております。県を初め国にも働きかけを行っていただいておりますことは承知しておりますが、今後の対策についてお聞きをいたします。よろしく申し上げます。

（6番 向井中洋二君 降壇）

○議長（小椋孝一君）　　総務学事課長、中尾君。

（総務学事課長 中尾隆司君 登壇）

○総務学事課長（中尾隆司君）　　向井中議員の1番目の質問、町内学校間交流学习についてお答えしたいと思います。

紀美野町内には小学校4校、中学校3校があり、議員言われるように各学校において特色ある学校づくりを行っておりますので、少し紹介したいと思います。

野上小学校では、学び合い学習に取り組んでいます。学び合い学習は、グループになつていろいろな考えを出し合い、多様な考え方に気づくことで自分の考えを広げたり、深めたりする学習です。思考力、判断力、表現力やコミュニケーション能力などが生まれてくると考えています。

小川小学校では、授業のユニバーサルデザインの視点に立った研究に加え学び合いの教育実践に学び、全員がわかる・できるをさらに進め、一人も見捨てないという理念を追求した取り組みを行っております。

下神野小学校では、ことばの力向上にかかる取り組みを行っております。児童の確かな学力や豊かな心の基盤となることばの力の向上を図るための研究・研修を行っております。

毛原小学校では、全員がわかる・できる授業づくりとしてユニバーサルデザインの視

点を取り入れた授業づくりを行っています。ユニバーサルデザイン研究会和歌山支部事務局校として、年2回、夏・冬に定例会・大会を開催し、日本全国から多くの先生方に参加していただき、研究の成果を発表しています。

野上中学校では、漢字能力アップ、基礎学力アップの取り組みがされています。漢字能力検定を受検させ、パソコンやメールに頼りがちな生活の中で意識的に漢字能力のアップを目指します。また、基礎学力アップは、数学・英語を中心に生徒個々の基礎学力向上を目指し、全職員で協力体制を組み、補充学習に取り組んでいます。

美里中学校では、各教科の授業を通して聞く・書く・話すといったことばの力を身につけることは生徒の思考力・判断力を養うものと考え、そのため各教科で協同学習を取り入れた授業研究を進め、生徒のコミュニケーション能力を高める授業の充実に取り組んでいます。

長谷毛原中学校では、小・中合同での授業研究を進め、ユニバーサルデザインやフリートーク、学び合いについて研究を深めるとともにさまざまなメディアを利用し、授業の工夫改善を行っています。

議員御質問の学校間の交流学习の取り組みについては、授業を合同で行うようなことはありませんが、スポーツ等において合同で行うことがあります。毎年スポーツ公園で開催される町内小学校記録会やふれあいマラソンへの参加があります。また、修学旅行についても合同で行っております。児童の交流ということについては子どもまつり、通学合宿、児童館のイベントへの参加があります。

子供たちには交流を通じて地域のすばらしさ、良好な人間関係、紀美野町を背負う人材の育成のため、継続した取り組みを考えていきたいと思っております。以上、簡単ではありますが、答弁とさせていただきます。

(総務学事課長 中尾隆司君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 私からは、向井中議員の2番目の御質問でございます光ブロードバンドの整備対策について、お答え申し上げます。

先ほど美濃良和議員の御質問でもお答えいたしました。現在紀美野町では旧野上地域ではN T T西日本が光ブロードバンドを実施してございますけれども、議員御指摘のとおり、旧美里地域ではブロードバンドの整備がおくれている状況でございます。現在

町長を筆頭に通信事業者や総務省、県情報政策課と事業化に向け調整協議を行っているところでございますが、具体的な事業開始に至っていない現状でございます。

先月、町長が上京した折に総務省に出向きまして、直接国の担当課長と協議するなど精力的に事業化実現に向け取り組んでいるところでございます。また、県知事に対しまして光ブロードバンド整備支援の県補助金の新設要望もしているところでございます。

旧美里エリアにつきましては、面積が広く集落も散在しているため、光ケーブルの総延長も100キロを超えることが想定され、通信事業者も町の補助金なしでは採算性に問題があるとして事業化に難色を示しているという状況でございます。また公設公営での事業化につきましては、維持費がかさみ将来の町財政に大きな負担となり、持続可能な事業として構築できないことが予測されます。

現在当町において最善の方策を模索すべく県情報政策課と協議をしているところでございますが、県内の6市町村の一部地域におきましても超高速ブロードバンドを使用できない状況であると聞いてございますので、これらの自治体の対策等も参考にしながら、事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 6番、向井中洋二君。

○6番 (向井中洋二君) 町内学校間交流であります。隣接する町で有田川町がこの学校間交流学習を行っていて、さまざまな点で子供たちの学習に成果を上げていると聞いております。それは山間部での学校で、少人数校同士や、また人数の多い学校にコミュニケーションづくりや、また他校の地域のことを知るといった地域学習にも役立っていると聞き及んでおります。そうしたことから、交流学習は子供たちにとっても大切ですし、必要なことだと私は考えておりますので、教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

そして2点目のブロードバンドの整備対策についてであります。25年3月末の県内の整備状況であります。超高速ブロードバンドが整備に至っていないのが田辺市、上富田町、かつらぎ町、有田川町の1市3町内のごく一部、また高野町、みなべ町は町内の約半分が整備されていません。それ以上に整備がおこなわれているのがこの私たちの紀美野町であり、その他の市町村についてはFTTH、光ファイバーやHFC、ケーブルインターネットが整備されていて、県内を見ましても最もおこなわれている地域であると思

います。

この整備対策には町長も相当力を入れていただいているのは承知をしていますが、いま一度、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 向井中議員の再質問でございますけども、隣の有田川町の成果等については十分承知しておりませんのでお答えしにくいんですが、かつて旧美里町の時代においてもそういう交流学习というのはやっておりました。現在、先ほど課長からも答弁させていただいたように、それぞれの学校において特色ある学校づくりを進めておまして、それぞれの学校において微妙に授業形態の違いなどがございます。そういった中で授業を一緒にというのはちょっと難しいところがあるかと思うんですけども、例えば集団活動が求められるような音楽の授業であるとか、あるいは保健体育の授業であるとか、そういったところで必要があれば交流学习というのも今後考えていければと思っております。

ただ単に授業という形での実施というのは難しいところがあります。子供同士の人間関係であるとか教師との日ごろのかかわり方であるとか、そういった違いもありますので、すぐにできるというものではないと思っておりますけども、実技を伴うような教科等で今後考えていければと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 向井中議員の再質問にお答えしたいと思います。

さきの美濃良和議員のときにも御質問にお答えしたんですが、私も同じ紀美野町内にありながら旧美里管内は光ファイバーが通じてないと、これについては美濃議員のときにもちょっと御説明がございましたが、以前のいきさつもあったようでございます。

しかしながら、その後このブロードバンド方式をこの町内に引くか、それともギャップファイラー方式でいくかという一つの議論がございました。これは何かと申しますと、ギャップファイラーでございましたら無線でテレビ放送を飛ばしていくんだと、そしてブロードバンドでしたら光ファイバーで飛ばしていくというどちらかを選ぶときがございました。ただ、この紀美野町におきましては御承知のとおり縦に長い、そしてどこで山崩れっていうんですか土砂崩れがあっても不思議ではない、そうした地域でございます。

それともう一つは今まで共聴アンテナが非常に多かったと。そんな中でやはり個々には400円、500円というふうな料金でテレビを見てたというふうなこともございま

して、このブロードバンド方式になりますと非常に1,500円とか、1カ月ですよ、そういうふうな料金が要ってくると。またそうした総合的に防災、そして今の料金体系、そしてワンセグ、防災のときにワンセグは見られるとか、そうした全てのことを勘案しまして、そして決定はギャップファイラー方式を採用したと。当町では。

そしてこの当町では、御承知のとおり旧野上管内は光ファイバーが入っているんですよ。美里管内が入ってないと。約半分が入ってない。そんな状況の中でそう判断させていただいたところでございます。

ただ、私も議員と同じく光ファイバーがないが大変心労ちゅうんですか、困るということで考えております。と申しますのは、皆さん方と進めております定住支援策、これにおきましても、やはり都会でそのパソコンをたたくんもこちらの紀美野町内でたたくんも一緒やと。だからこちらへ来ていただいてでも、その会社と同じ操作ができますよということを早くやりたい。そうした思いもありまして、実は光ファイバーを一日も早くつけたいということで、実は私もこの3期目の公約に上げております。

そして、この3期目の選挙が済んだ後、知事のほうへ挨拶にいったときに、もう既に知事に要請をしています。そのときは知事からは今後考えていこうよと、こういうお話をいただいたんですが、この間も実は国のほうへ国道370号の陳情で行きました。そのときに国道370号の陳情だけではなしに、やはりこの光ファイバーも同時に陳情していこうということで急遽資料をつくりまして、県内の国会議員全てのところへ行って説明をさせていただいて、某議員のところへ行きますと、もう御承知のとおり総務省の政務次官を紹介しようということで政務次官のところまで紹介させていただいて、そして担当課長もそこからまた御紹介いただいて話をしてくれています。

そんな中で、これからもやはり1年、2年かかっていこうかと思いますが、より有利なそうした事業を取り入れながら、これを何とかやっていきたい、そうした思いでありますので、ひとつ議員ともどもこれから要望等々につきましては一緒になって要望していただいて、そして一日も早い完成をこの目で見たい、そのように思いますので、ひとつ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（小椋孝一君） 6番、向井中洋二君。

○6番（向井中洋二君） 町内学校間学習については、もう結構でございますので。ブロードバンドの整備対策については町長のおっしゃったとおり私どももできるだけのことばはやっていきたいと思いますが、先ほど言いましたFTTHやHFCの有線通信で

はなくワイマックスなどのような無線通信システムの整備についてのお考えも最後にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 向井中議員の再々質問にお答えしたいと思いますが、このワイマックス、これ実は何とかこのワイマックスを紀美野町へ連れてこうということで、実は商工会の某氏と一緒に話を進めてまいりました。しかしながら、このワイマックスも神野市場までは来ましたが、そこから先はやっぱり採算性の問題あり、ちょっと投資できないということで、実は残念ながらそこで終わったわけでございます。これもある国会議員が入ってくれて、そしてこの神野市場まで立ってるんですが、このアンテナの立ったところから50メートル範囲しか行かんということで、それであればずっと毛原・長谷宮までそれを立ててもらって、そして何とかそれを取り入れられないかということでしたんですが、それもちょっと今のところはとまっております。そんな中でございますが、やはりあらゆる方法を取り入れていきたい、そういう思いでおります。

それともう一つはスマホ、スマホへ取り入れて、そしてスマホからパソコンへつながる、それはもうところどころもう紀美野町内はできます。ただ、この回線が少ないと。だから、よそで使っておったらこっちが繋がらないよというケースが非常に多いということございまして、こうした方式もあるという話を聞き、それも考えの一つに入れております。

そうした中で、やはり今後強力に取り組みをやっていきたいと、そのような思い出ございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） これで、向井中洋二君の一般質問を終わります。

続いて5番、北道勝彦君。

（5番 北道勝彦君 登壇）

○5番（北道勝彦君） 2点ばかり質問させていただきます。

1、若者定住の対策について、現状と効果について。全国の市町村では若者定住の対策としてさまざまな取り組みを実施していますが、紀美野町の具体的な対策と実施されている現状と成果についてお聞きします。また、町長の少子化問題に対する認識と、その解決に対する考えについて答弁願います。

2、企業誘致について。町内の18歳以上の労働者が働く場がなく、定住しない大き

な要因だと思います。そのためにも企業誘致は町の活性化にも必要不可欠な対策です。合併以来約9年が経過しましたが、今まで取り組まれた経過と実績について答弁願います。

(5番 北道勝彦君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 登壇)

○企画管財課長(中谷嘉夫君) 私から北道議員の第1問目の若者定住対策について、御答弁させていただきます。

このことにつきましては、今年6月の一般質問でお答えしていますが、本町では少子化、高齢化に伴う過疎化が進み、特に山間部集落においてその傾向は著しいものとなっています。このため、若い世代の町外流出を食い止めるとともに町外からの移住を促進させる施策を展開していくことが人口対策において重要であると考え、若者定住対策に積極的に取り組んでいるところです。

議員御承知のとおり、まず若者定住促進事業でございますが、この事業は、若者の定住促進と活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進するため、町内に居住してしようとする40歳未満の若者に対し住宅を新築・購入または増改築に対し補助金を交付するものであり、この制度は平成23年度に創設し、現在までに52組に活用されています。

このうち町内の方が29組、また町外からの移住者が23組となっています。また、平成24年度に制度を利用しやすいように補助対象額を当初350万円以上であったものを250万円以上対象に変更しています。

次に、移住交流事業は空き家などを活用したUJIターン者を町内各地域に受け入れるという人口対策の一環として平成18年度より実施していますが、現在まで町外から47世帯93名を受け入れています。このうち若い世代として40歳未満の世帯が16世帯となっています。

また、平成24年度に実施をしました下佐々住宅第2団地跡地の宅地分譲事業では、25年度に6区画を完売しており、そのうち5区画が町内の28歳から37歳までの若い5組の皆様となっており、現在2組の方が新築されています。

また、これらのほかに9月末に完成しました町営住宅福井第3団地では、8世帯の方が入られています。

このほかの施策として、若い世代を対象とした事業としては、中学3年生までの医療

費支給事業などの子育て支援対策や母子保健対策についても事業を実施してございます。

これら各種事業を総合的に展開していくことにより、若者定住対策として若い世代が安心して住んでいただけるまちづくりを推進しているところでございます。以上、若者定住対策についての答弁とさせていただきます。

続きまして、第2問目の企業誘致について答弁をさせていただきます。

現在の取り組み状況といたしましては、県を含めた県内市町村で構成されている和歌山県企業立地連絡協議会において企業進出情報の把握に努めております。

議員御指摘のとおり、企業誘致は地域の活性化はもとより雇用の拡大と就業者の確保、何より人口減少の歯どめにつながる有効な施策だと考えております。しかし、当町の企業誘致につきましては、企業立地用地の確保やアクセス道路網、通信網など数多くの課題があり、県内に進出してくるほとんどの企業は、こうした課題をクリアした地域への進出が多い現状であります。

現在これらの課題に当町も取り組んでおりますが、現時点での企業誘致については厳しい状況であります。しかしながら、本町には企業の進出はないものの、近年では福祉施設での雇用や定住で来られた方々が事業を始められるなど、雇用の創出にもつながっております。また、税制措置としては期間が限定されておりますが、固定資産税の課税免除の条例等も整備されております。今後も県の関係部局と連携しながら企業誘致に伴う情報の収集・提供を行い、一層の企業誘致に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(企画管財課長 中谷嘉夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、北道勝彦君。

○5番 (北道勝彦君) 1、若者定住の対策について。国や県においても少子化問題は重要な問題として積極的に取り組まれていると思います。どこの市町村でも最重要としていろいろなことに取り組んでいます。私は以前から若者定住対策を要望してはいますが、現在の対応では子供の減少にはブレーキがかかりません。そこで1つの提案として、出産祝い金を支給するとして、1子に100万円を10年かけ支給してはどうか。毎年10万円を10年支給することにより若者定住が進むと思います。この条例に対する答弁を願います。

2、企業誘致について。町内には豊かな自然があり、国道370号線も随分とよくなってきました。18歳以上の労働者が働く、また若者定住を促進するためにぜひ企業誘

致が必要だと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再質問にお答えをいたします。

この質問につきましては、以前6月にも回答させていただいたと思うんですが、私はこの少子高齢化対策、これにつきまして一時的に支援をするのではなしに、やはり子供のためということで中学校までの医療費を無料にしていくという長期的な計画の中で子供をふやしていこうということでやっておるところでございますので、ただいま北道議員の出生1子について100万円の出産費を出したらどうかというお話でありましたね。これについては私はいかがなもんかと考えますので、御理解を賜りたいと思います。

やはり長い目で見て、そして子供をいかに伸び伸びと育てていくか、そうしたことが非常に大事であろうと思います。したがって、中学3年までと一口で言いますが、15歳までの15年間医療費を無料にしていこうというんですね。非常にこれは長い。そうした施策であろうかと思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

それと企業誘致、これにつきましても私もできれば企業誘致をしていきたい、そうした思いであります。やっここに來まして議員の皆さん方の御理解のもとに国道370号がやっここにつながってくるというところまで今來ました。そんな中でございますが、やはりこの旧野上管内には企業団地というものもあります。ここで今11社ほどあるんですが、この従業員の募集をしてるということで、社長さん方に、この募集のときには紀美野町内を優先的にひとつ募集してやってくださいというお願いもしています。

しかしながら、ある企業は募集をかけた、しかし応募してくる人がなかったと、そして他町、紀の川市やら岩出市やらと、向こうのほうから応募してきたという話も聞いております。

私は無理に企業を連れてくるというのではなしに、やはり紀美野町の地形に合った、そうした福祉施設、野上厚生病院もあればやすらぎ園もある、そして天寿苑もある、そしてまた美里園もあるというふうな、こうした福祉施設の中で皆さん働いている方々が非常に多い。例えばやすらぎ園なんかを見ますと四十何名の五十名近くの皆さん方が働いているというふうなことで、そうしたことでも、私は企業でなくてもそうした福祉施設の従業員として働いていただいて、そしてこの紀美野町へ定住をしていただく、それも一つではないかと思っております。ただ、それにあぐらをかいてるのではなしに、やはりこの国道370号がついた暁には、やはり企業も来てほしい、そうした思いはございます。

そんな中で、県のほうへ実はこの紀美野町でも企業誘致をしますよという届けはさせていただいています。したがって、県のそうした情報を見ていただいたら紀美野町の名前も入っているということでございますので、ひとつそうした両面からこの紀美野町、ひとつやっていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上です。

○議長（小椋孝一君） 5番、北道勝彦君。

○5番（北道勝彦君） 何をやるんでもお金が必要ということです。若者定住について、財源として一般住民のプラスにならないところをやめ、1つの例として天文台、1年間に約3,500万円使っておられます。若者定住対策のほうに回したらもっといろいろの対策ができると思っております。町長はどのように思いますか。

企業誘致について。私は人口減少にブレーキをかけるには働くところをつくる、企業誘致しかないと思っております。小川・福井の住宅地も、土地の値が下がると家が建ち始めました。業者に入っていただくには、土地の値を安く、何年間か税の優遇というふうないろいろなやり方があります。新たな財源として国が進めているふるさと創生事業があります。国に陳情して予算を獲得して企業誘致を進めてはどうですか。陳情は町長の仕事です。このことにつき町長はどのように思いますか。答弁願います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 北道議員の再々質問にお答えをいたします。

まずは天文台になるほど3,500万円かかっていると、こういうことで、これを定住支援へ回したらどうだと。それじゃ、天文台はどうするんですか。これはやはり天文台、前世の皆さん方が一生懸命建てて、そして紀美野町にこんな天文台があるよと、日本一やろということでやってきたもんなんですよ。したがって、我々後世を担うものとしたしましては、これを何とか維持しながら子供たちに天文を楽しんでいただく、そうしたことが一つの使命ではないかと思っております。

ただ、この天文台も実は合併した当時は7,500万円ほどの維持費がかかっておりました。それを何とか職員一同経費を節減していこうという中で3,500万円まで今切り下げております。そうした中でできるだけ多くの皆さん方にこの天文台を利用していただき、そしてまた子供たちのために生かしていこうと、これが一つの私の使命ではないかと思っております。

したがって、定住支援ということにつきましては、これはもう財政的には非常に厳しいわけでございますが、私も皆さん方の御理解をいただいて、ことしから40歳未

満の若い定住者については50万円の補助金をしましょう、またもともとこちらにおられる方で新築された場合は40万円の補助金を出しましょうということでやっております。これはまた別の話として、私は厳しい財政の中ではございますが、やはり両面やっていきたい、そのように考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それと企業誘致ですが、非常に難しい問題だと思います。道ができた、道ができればいろいろなことが変わってきます。今、現にもう既に変わってますよね。そうした局面を捉まえながら、やはり我々はこの町政に生かしていくというのが執行部の仕事であり、また議員の皆さん方の御理解を賜る、そうしたものであろうと思います。

したがいまして、これから一、二年、この道路が通じますといろいろ変わってくると思います。それをいち早く捉まえながら、やはりこの町の発展に生かしていきたい、そうした思いでございますので、ひとつ御理解を賜りたいなと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君）                      しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時22分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時24分）

○議長（小椋孝一君）                      これで、北道勝彦君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。これで、一般質問を終わります。

休 憩

（午後 3時25分）

---

再 開

○議長（小椋孝一君）                      休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時40分）

◎日程第 2 議案第89号 平成25年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 3 議案第90号 平成25年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出

決算の認定について

- ◎日程第 4 議案第 9 1 号 平成 2 5 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 5 議案第 9 2 号 平成 2 5 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 6 議案第 9 3 号 平成 2 5 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 7 議案第 9 4 号 平成 2 5 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 8 議案第 9 5 号 平成 2 5 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 9 議案第 9 6 号 平成 2 5 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎日程第 1 0 議案第 9 7 号 平成 2 5 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ◎日程第 1 1 議案第 9 8 号 平成 2 5 年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について

○議長（小椋孝一君） 日程第 2、議案第 8 9 号、平成 2 5 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 3、議案第 9 0 号、平成 2 5 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、議案第 9 1 号、平成 2 5 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、議案第 9 2 号、平成 2 5 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、議案第 9 3 号、平成 2 5 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、議案第 9 4 号、平成 2 5 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 9 5 号、平成 2 5 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 9 6 号、平成 2 5 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 1 0、議案第 9 7 号、平成 2 5 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、及び日程第 1 1、議案第 9 8 号、平成 2 5 年度紀美野町上水道事業会計決算の認定について、以上 1 0 件を一括議題とします。

本決算の認定について、委員長の審査、経過、結果の報告を願います。

平成25年度紀美野町決算審査特別委員会委員長、加納国孝君。

(決算審査特別委員長 加納国孝君 登壇)

○決算審査特別委員長（加納国孝君） 付託を受けておりました議案第89号から議案第98号の10件の決算認定について、紀美野町決算審査特別委員会を設置し、去る10月15日、23日の2日間にわたり審査いたしました。その経過及び結果について報告いたします。

まず、議案第89号、平成25年度紀美野町一般会計歳入歳出決算については、例年どおり分割して審査をいたしました。

合併10年を迎えて今後の町財政運営についての質疑に対しては、合併後10年から15年の5年間で段階的に交付税が減額され、15年経過後の平成33年には約4億5,000万円から5億円減額となっていく予想であるという中で、行政改革もしっかりやりながら歳出削減、歳入確保に努めなければならない。公債費は25年度末で100億円弱となっていて、今後も公債費残高を減らす努力をしていくとのことでした。

歳入の町税収入の落ち込みについての質疑に対しては、景気の低迷により個人の所得の減少が大きな原因と考えられ、今後も適正な課税、適正な徴収により自主財源の確保に努めていきたいとのことでした。

資源ごみ等の料金についての質疑では、古紙等資源ごみ売却やごみ袋代金、搬入や分別方法等詳細については現在紀の海広域施設（ごみ処理場）構成市町2市1町で調整中とのことでありました。

次に、歳出では、毎月発行の「広報きみの」の発行部数に対する質疑については、今後も実情に合わせて必要部数印刷するとのことでした。

借地料を減額するための町の考え方については、契約更新時には必ず見直しをかけているとのこと、現在借り受けている借地については、その利用状況、必要性等を検証するため、公共施設等利用検討委員会を設立し、今後の施設の存続、取り壊しを含めて借地の継続、土地購入、返却等を検討していくとのことでした。

臨時雇用の賃金・待遇改善については、町の行政需要が年々増大する一方、厳しい財政状況下、職員数を削減していかなければならない状況の中で、臨時職員や非常勤職員を雇用して行政サービスの維持に努めているところですが、今後、賃金の額等の処遇改善に可能な限り取り組んでいきたいとのことでした。

旧美里エリアの光ケーブルの余っている容量の活用については、一部携帯電話会社へ

の貸し出しはしているものの、国の補助事業で敷設している関係上、基本的に民間への貸し出しは認められないもので、当町の地デジ対策でギャップフィルターでの電波が届かない一部地域への電波送信手段として、光ケーブルを活用しているとのことで、今後残された容量をどのように利用可能か検討していきたいとのことでした。

防災行政無線の個別受信機の設置については、家の玄関口で60デシベル未満の場合取りつけることとしているが、全戸配布は財政的負担が大きく、現時点では難しいとのこと。先日配布されたシール、電話にて防災行政無線の内容を確認できる電話番号（フリーダイヤル）を利用させていただきたいとのことでした。

木造耐震診断委託料及び耐震改修補助金関連の質疑については、耐震診断は無料で実施、耐震改修は県・町の補助金制度を利用させていただきたい。今後、住民意識を高めるための啓発活動を実施していくとのことでした。

和歌山地方税回収機構の滞納処分について、年金等の差し押さえに関する質疑については、滞納者はまず納税相談をし、次に財産調査をした上で差し押さえの手順に入る。財産も資産もない滞納者に対しては、年金等の全額を差し押さえすることなく、国税徴収法に基づき差し押さえ可能額計算表により徴収されているとのことでした。

次に、長谷毛原健康センターの使用料と運営費の比較で、赤字になっていることについては、施設の修繕費（空調機、エアコン、給湯器等）が発生したため、今後節約を心がけて収支が合うように努力していくとのことでした。

長谷毛原健康センターのプール監視員の今後については、現在、施設利用検討委員会で全ての町の施設の見直しを検討しているところで、地元とも協議をしながら進めていきたいとのことでした。

長谷毛原方面での児童館の設置・運営については、児童館としてではなく、放課後児童が安全な場所でいられる環境づくりとして考えていきたいとのことでした。

夏祭りについては、今後、人口・職員数とも減少していく中での、夏祭り実施については、ボランティアの方々や職員等、皆さんの力を借りながらふるさとの夏祭りとして今後も実施していきたいとのことでした。

次に、第6次産業化生産地域人材育成事業について、今後の事業展開については、生産加工販売まで一貫して技術取得し後に指導者となれる人材を育成していきたいとのことでした。

地籍調査の今後の取り組みについては、地元の土地所有者や推進委員の高齢化により、

年々境界確認・境界杭の設置が困難になりつつある中、地籍調査に入るのを待たずに調査前段階で境界杭等設置できる国等の補助金事業がないか研究していきながら進めていきたいとのことでした。

鳥獣害防止については、国・県・町単独でそれぞれ防護柵に対する補助を行い、一方猟友会による捕獲と両面で実施しているところであるが、もっと簡単で完全な方法がないか研究していききたいとのことでした。

次に、みさと天文台の今後の運営については、町の観光資源であり教育財産でもある中で、財政的負担軽減できるよう指定管理等も含めて運営の仕方を研究していききたいとのことでした。

予備費の執行状況については、決算書の最終ページに充用科目、金額の記載のみで実際何に使われていたかがわかりにくいので、次年度からはよくわかるように資料を改善するとのことでした。

各種団体への補助金については、予算額のとおり全額交付するのではなく、その団体の活動内容・収支状況等を確認し、必要と思われる金額を交付していききたいとのことでした。

以上のような審査の経過を踏まえ採決いたしましたところ、議案第89号の決算内容について認定すべきものと決しました。

次に、特別会計及び事業会計の議案第90号から議案第98号について審査をいたしました。その経過及び結果について、主なもののみ報告します。

議案第90号は国民健康保険事業特別会計で、国保税の徴収率についての質疑では、景気の低迷により所得が上がらず、徴収率が昨年度並みでとどまっているとのことでした。

議案第91号、国民健康保険診療所事業会計で、2診療所（長谷毛原、国吉）管内の往診が行われているが、他の4診療所管内の往診についての質疑に対しては、現在は厚生病院から医師が派遣で、診療所内の診察ということで対応している。今後、各診療所の状況により検討・判断していくとのことでした。

議案第92号、後期高齢者医療特別会計で、1人当たりの医療費の状況についての質疑に対しては、24年度と25年度の比較では、被保険者の数、医療費はどちらも約2%減少であり、1人当たりの医療費については変動がないとのことでした。

議案第98号、上水道事業会計で、配水管の老朽化、有収率についての質疑では、平

成7年から10年に本管を全て入れかえているため漏水は少ないとのこと、今後も土日祝日夜間でも2名の待機職員を配置して24時間体制で対処していくとのことでした。

以上のような審査の経過を踏まえ採決いたしましたところ、議案第89号から議案第98号の各会計の決算内容は、認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

(決算審査特別委員長 加納国孝君 降壇)

○議長(小椋孝一君) これから議案第89号から議案第98号まで、委員長に対する一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第89号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) それでは、この案件について、賛成の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

1つは、委員長報告のとおり、町民税、この町税については景気のことからマイナスになってきてると、これはもう引き続きだんだんと下がってきてることについて、これはやはり景気対策というのが大変大事であると。これについてはうちの町が頑張っでやらなきゃならないこともございますが、国のところの大きな問題があると思います。特に最近消費税不況と言われているように消費税の増税によるマイナス、景気のマイナスのほうに向いているところが多いと思います。

そんな中でいろいろと資料をもらって思ったんですけども、と申しますのも交付税、紀美野町は交付税は一般会計の半分がこの交付税で占められていると、そういうふうな町の財源が少ないところにあるわけなんですね。ところが、この交付税会計が大変厳しい状況になってきている。さきにも一般質問のときにも申しましたが、17兆円というお金を全国に交付税会計が歳入して、そして全国の地方自治体に交付しているわけでございますけれども、その17兆円の会計が直接間接合わせて81兆円もの借金を持ってい

ると、こういうふうなところであって、今後どのようなことになってくるのかという大変心配なところがあるわけであります。

そういう中で紀美野町としてもそういう厳しい中でありますけれども、十分な財政運営というものを考えながらやっていかなければどんなことになるんかわからないという、大変厳しい状況にあると思います。

そしていろいろと、例えば雨山トンネルなんかは町の運営するトンネルでございまして、管理するトンネルでございまして、利用される方々から大変暗いと、明るいところから一気に入った場合にトンネルの照明が暗ければ大変危ないんですね。それで何とかしてもらいたいとか、それから学校関係でも今委員長の報告もございましたけれども、いろいろと臨時の方々の賃金が安くて、また臨時の方々は交通費もないから遠く離れたところの学校、そういうところになかなか募集をかけても来てもらえないとか、ハローワークに募集をかけるんですけども、余り賃金の時間給等が安いために来てもらえないとか、いろんな問題があると。こういうふうな問題についてはいろいろと調査とか検討していただけるという答弁でありました。

1点、もう一つ、このところで申し上げたいと思うんですが、防衛協会であります。さきのよく答弁であるのがいろいろと防災、ああいう津波とか、あるいは台風とかそういうところで自衛隊員が活躍してくれてると、そういうことに対して自衛隊を応援する意味で、このお金を出しているんだというふうに言われるわけであります。これについては、私たちはそういう防災のところでは被害のあったところで活躍される、その自衛隊員については大いにやっていただけてるということについては評価してるんです。

ただ、この防衛協会というのは、皆さん方がそういうように思われるのと防衛協会の目的は別なんですよね。ちなみに調べてみたんですけども、防衛協会の会長は三菱重工の取締役会長で、この方が言ってるように、私は三菱重工業の社長・会長として戦闘機、ミサイル、潜水艦、護衛艦、魚雷、戦車等の最先端の装備品を製造する仕事に携わってきましたと、こういうふうに言っておられるんですね。

また、この全国防衛協会連合会常任理事の廣瀬って方が言ってるのでは、こう言ってるんですね、集団的自衛権の行使を評価する意味で、危険な場所における国際貢献での任務遂行時に危惧される人的な犠牲ばかりを強調し、日本が果たすべき役割に目を向けないことは一國平和主義のそしりを免れないと。要するに自衛隊員がそういう場に行つて、命を失うことについてもそれはええんだというふうなことを言ってるわけなんです

ね。私たちはそのこのところを大きな問題だというふうに言ってるんです。今特に集団的自衛権の行使がややこしい状況に、内閣の解釈で向けられようとしています。

また、今言うところの防衛協会も役員を見てみますと、I H I 相談役という方々や川崎重工、富士通、そういうふうな要するに軍需産業にかかわる方々が占められている、そういうふうな状況のある団体であるわけであります。

やっぱり私たちはこの方々が進めておられる自衛隊員の募集、こういうふうなことで紀美野町の若者がここに出て行って、そこで命を奪われるというようなことに遭ってはならない。また現自衛隊員に何十名の方々がこの町で現役の方がおられるというふうに以前答弁がありました。

また、除隊されても、また要請があれば出ていかなければならない、そんな方々の数すらもわからないということで、多くの方々が大変厳しいことになる可能性もあるわけなんです。そういうことで私たちはこの紀美野町の若者、あるいは現自衛隊員の命を守ると、そういうふうなことから考えて、この防災関係でやっていただくことは大いにいいんですけども、こういうふうにな国防衛協会の考え方から考えて、これは相入れないものがあると。そういうことからこの国防衛協会の連合会に対する補助金、金額の多少はどうあれ、それは紀美野町としてはやってはならないというふうなことで言っまいりました。

これについて、決算審査特別委員会においては今後について考えていただけると、そういうことであります。そういうことで、私たちは、この問題はありますが、今後考えていただけるということでありますので、全体、一般会計、合わせて80億余り、この会計に賛成いたしました。そして、この本会議においても賛成いたします。以上で、私の賛成討論を終わります。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

議案第89号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第90号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

議案第90号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第91号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

議案第91号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第92号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 平成25年度紀美野町後期高齢者医療特別会計決算認定の  
反対討論を行います。

お年寄りを75歳という年齢で区別して、あらゆる医療保険から切り離すという高齢者の尊厳を無視した医療制度であって、例えば75歳を超えても現役の人もあります。現役でしっかり働いている人も協会けんぽには入れません。それから家族が協会けんぽに入っていたり共済保険に入っていたりということであっても、その扶養家族になることもできません。あらゆる保険から締め出して、そういう後期高齢者医療制度という保険の中に年齢だけで区別して強制的に入らせるということは、やはり高齢者の尊厳も無視した差別的医療制度であるということで、私たちは一貫して反対し、今でも廃止を求めています。

そうした理由から平成25年度後期高齢者医療特別会計の当初予算にも反対しており、問題なく決算が執行されていても制度そのものに反対である以上、町は国の制度に沿って執行したのですが、私たちはこの決算認定に賛成することはできませんので、反対いたします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

よって、議案第92号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第93号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

議案第93号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第94号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。

議案第94号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第95号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。

議案第95号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第96号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

議案第96号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第97号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。

議案第97号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第98号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。

議案第98号に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長 (小椋孝一君) 本日はこれで散会します。

(午後 4時18分)